

第3次守谷市環境基本計画 (案)

令和●年●月
守谷市

第3次守谷市環境基本計画を策定しました！



そもそも「環境基本計画」って何だろう…？

守谷市における環境に関する取組を進めていくために、市民や事業者や市が、環境に対する共通の意識を持ちながら、それぞれができることを理解した上で、より良い環境を作るために行動していくための指針のことです。

そしてまた、環境に関する個別の計画をまとめるのと同時に、幅広く展開される市のさまざまな取組について、環境の面から、望ましい方向へ導いていく役割も持っています。

ほかの計画との関係は？

環境基本計画は、守谷市の最上位計画の「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）から導かれる環境面の総合的な計画です。また、守谷市のまちづくりに関する「守谷市都市計画マスタープラン」や緑豊かなまちづくりに関する「守谷市緑の基本計画」などとも関連しています。

計画に取り組む人はだれ？

この計画は、市民や事業者など市に関わる全ての人が取組みます。さらに、市の範囲を超えた取組が必要になった場合には、国、県、近隣の市などとも協力しながらこの計画を進めていきます。

どんなものを対象にしているの？

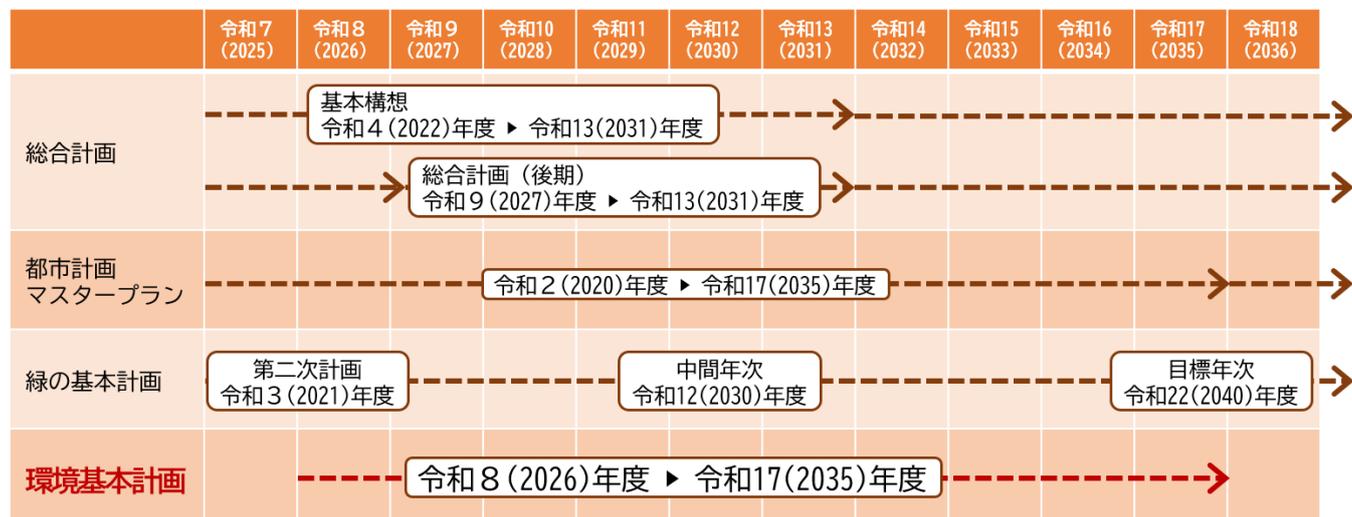
対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の5分野とします。



計画期間は？

この計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間の計画です。世の中の環境の変化や、新たな問題が起こった場合などには、必要に応じて見直しを行います。



世の中で最近話題になっていること

- 世界だけでなく日本も年平均気温が観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、農産物の品質低下や熱中症のリスクが増加しています。
- 生態系の健全性の回復に向けて、30by30 目標の達成やOECMの設定・管理、自然共生サイトを認定する仕組みの検討が進められています。
- 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進しています。
- 国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すために「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進しています。
- 日本では、パリ協定 1.5℃目標と整合的な形で、「2050年カーボンニュートラルの実現」「2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げています。

守谷市ではこのような環境に関する問題などを解決するために、『守谷市が目指す望ましい環境像』と1～5の基本目標を軸に取り組んでいくよ！



豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向けて、
<守谷市が目指す望ましい環境像>を掲げて、取り組んでいきます。

< 守谷市が目指す望ましい環境像 >

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

- 取組1 緑地や斜面林の保全と活用の推進
- 取組2 公園や街路樹の整備及び適正管理
- 取組3 里山の保全と活用
- 取組4 農地の保全と活用

方針2 生物多様性の保全に取り組む

- 取組1 エコロジカル・ネットワークの形成
- 取組2 緑地の保全と活用
- 取組3 希少生物の保護と保全
- 取組4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

方針3 安心・快適な暮らしを守る

- 取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進
- 取組2 空き家問題対策の推進
- 取組3 人と犬・猫が快適に共生する社会づくりに向けた取組の推進

方針4 地域環境の保全に取り組む

- 取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進
- 取組2 水質の監視観測
- 取組3 化学物質の総合的なリスク対策
- 取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

方針5 循環型社会づくりを推進する

- 取組1 ごみの減量化の促進
- 取組2 ごみ分別の取組促進
- 取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進
- 取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
- 取組5 ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

方針6 地球温暖化対策を推進する

- 取組1 再生可能エネルギーの導入推進
- 取組2 省エネルギーの導入推進
- 取組3 市（行政）の省エネルギー化に向けた率先行動の実施

方針7 気候変動への適応に取り組む

- 取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施
- 取組2 健康被害への対策の推進
- 取組3 自然環境や農業への影響に関する対策

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

方針8 環境教育・環境学習を推進する

- 取組1 環境教育及び環境学習の推進
- 取組2 自然観察・体験の場の機会提供
- 取組3 市内の良好な自然に関する情報の発信

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

- 取組1 市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信
- 取組2 活動団体や環境ボランティア活動への支援
- 取組3 事業者による環境配慮活動の促進
- 取組4 近隣自治体等との連携

基本目標1～5の取組については、次のページから説明していくよ。現状や市民・事業者の方に行ってもらいたい行動などもまとめているから、ぜひ確認してみてね。



基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

《自然環境・生物多様性分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

環境の場となる里山の生態系を守ったり、散策路・水路の整備など子どもたちや市民が、身近な自然を楽しみ、触れ合えるような環境づくりを進めているよ。



▲市民主体で行う里地・里山保全活動の様子

「守谷野鳥のみち」は市観光協会と市民ボランティアや市が協働して作ったんだ。そこではウサギやオオタカなどの生物が生態系を築いているよ。ほかには、斜面林を中心に守谷の原風景である里山の景観が作られているよ。



すごいね！知らなかったけどいろんなことをやっているんだね！でも、何か問題があったりするのかな？

住宅地の開発によって身近な緑地などの自然環境が徐々に減っているんだ。農業離れなどで耕作放棄地が増え、ごみの不法投棄も起きているんだよね…。ほかにも外来生物の持ち込みで生態系の乱れが心配されたりしているよ。緑地を守っていくために、利根川や鬼怒川、小貝川などの河川環境や、斜面林などの緑地を正しく管理する必要があるね。



守谷の豊かな自然を未来につなげるためにいろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.40にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「自然環境・生物多様性」

《市民が取り組めること》

- 市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- 地域の公園などの維持管理活動に積極的に参加し、みどりに親しむ時間を増やす。
- 自然観察会に参加するなど、地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性※への理解を深める。
- 外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

など

《事業者が取り組めること》

- 市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- 事業所敷地内の緑化に取り組む。
- 開発等を行う際には、自然環境の保全・創造に十分配慮する。
- 生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援する。
- 土地開発の際は、生物多様性の保全・創造に十分配慮する。

など

コラム 『守谷市の様々な市民行動』

市内の市民活動団体に対して、守谷市民活動支援センターを通じて、市民活動を行う上での資料作成や会合に利用できる会議室、印刷機等の貸出しなどの支援を行っています。

ボランティア活動においては、守谷市社会福祉協議会と連携し、様々なボランティア活動の紹介などを行い、ボランティアをしたい人、受けたい人のマッチングが行えるような活動を行っています。

さらに、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の活動指導者を紹介する制度として、守谷生涯学習人材バンクを設けています。「社会・暮らし」、「青少年・親子活動」などの様々な分野における指導者を紹介してもらえる制度として活用されています。



▲ゴミ拾いの様子



▲自然観察会

コラム 『守谷野鳥のみち』

利根川・鬼怒川・小貝川に囲まれた静かな林間の林間コース5ルート（土の道）と明るい湿地草原の湿地コース（木の道）を含む総延長4.8キロメートルの遊歩道です。

「守谷野鳥のみち」は、守谷市観光協会と守谷野鳥のみち自然園が主体となり、ボランティア、市内中学生、企業等の協力を得て、市と協働で整備されました。整備によって、丸太道だった「鳥のみち（現：湿地コース）」を木道へ全面更新し、「守谷野鳥の森散策路（現：林間コース）」と合わせて、平成30年11月に開業しました。令和6年11月に、湿地コース下流域の既設木道から守谷城址に直結する木道約320メートルが新たに完成しました。

自然の中を歩くコースとなっていますので、禁煙やごみの持ち帰りなど、案内板に書かれているルールを守り、ぜひ野鳥の声や守谷の自然を楽しんでください。



▲湿地コース(木の道)



▲城址ルート



『生物多様性』

生きものたちの豊かな個性とつながり、多種多様な生物がこの地球の中で共存していることを言います。地球上の生きものは長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。詳しくはP.40にも書いてあるよ！



自然環境・生物多様性に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP.42～45を見てみてね！

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

《生活環境分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

騒音、振動、水質などの環境調査を定期的に行っているよ。毎年の調査結果は守谷市環境報告書に載せているよ。
ほかには、市民の皆さんと一緒に清掃・美化活動も行っていて、今後も引き続き皆さんに参加してもらえるように、広報や周知活動も展開しているんだよ。



▲市民協働での清掃・美化活動



市民が知らないような環境調査をやっていて、市の生活環境を守っているんだね。でも、何か問題があったりするのかな？

道路や公園など公共の場所で、ごみやたばこの吸殻が落ちていることがあるので市民の皆さんにマナーの向上を呼び掛けることも必要かな。あとは空き家が今後増えたときにまわりの環境を悪くする可能性があるため、その対策を事前に考えておく必要もあるかな。
市内の環境調査は引き続き行って、皆さんに情報を発信するよ。



毎日の安心できる暮らしを保つためにいろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！
ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.46にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「生活環境」

《市民が取り組めること》

- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守る。
- 日常生活の中で発生する悪臭や騒音・振動等について近隣への配慮を心がける。
- 自分が住んでいる地域の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- 地域住民に迷惑をかけないように責任をもってペットと暮らす。散歩時は、排泄物の処理を忘れずに行う。
- エコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。

など

《事業者が取り組めること》

- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- 不法投棄の監視に協力し、発見したら関係機関にすぐに通報する。
- 事業活動から生じる騒音・振動の低減及び悪臭発生防止に努め、関係法令を守る。
- 事業所でエコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- 農薬や除草剤、化学肥料の使用量を少なくする。

など

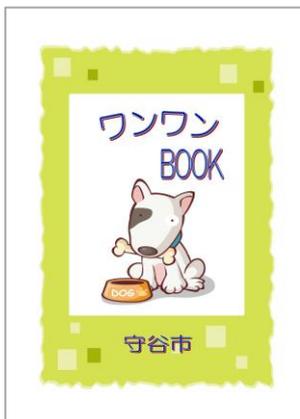
コラム 『守谷市環境報告書』

守谷市環境基本条例第27条に基づき、守谷市の環境の状況と環境の保全に関して講じた施策に関する年次報告書として公表するものです。

市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるよう、毎年、報告書を作成し、公表しています。

コラム 『ワンワンBOOK』

愛犬の記録や狂犬病予防注射接種記録、飼い主のマナー、犬の病気等の情報を掲載しています。製本したものを生活環境課窓口で配布しています。



▲鑑札・狂犬病予防注射済票

コラム 『エコドライブ 10のすすめ』

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。

- ①自分の車の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・原則の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう



出典：国土交通省



生活環境に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP.49～52を見てみてね！

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

《資源循環・廃棄物分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づいて、5R^{※keyword}の推進や生ごみの堆肥化など、ごみの資源化や再利用を進めており、排出されるごみの減量化を進めているんだ。

そのほかにも、食品ロスの削減に向けた取組を茨城県や関係行政機関と連携しながら進めたり、市民の皆さんに呼びかけを行っていたりするよ。



ごみを減らすためには、市だけでなく市民の取組も重要なんだね！でも、何か問題があったりするのかな？

ごみの分別を正しく行わないと、ごみ収集車やごみ処理施設の火災事故につながる危険性があるんだ。だから、決められた分別方法で皆さんにごみを捨ててもらうために、大切な情報を発信していく必要があるんだよ。



▲環境講座



▲常総環境センター

ほかにも常総環境センターと協力して、ごみに関連した環境学習や出前講座などを実施することで、ごみの適正処理に関する意識を高めることも重要だね。



資源を有効に活用するためにはいろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.53にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「資源循環・廃棄物」

《市民が取り組めること》

- 生ごみは水分をよく切り、ごみの減量化に努める。
- ペットボトル、びん、かん、紙などをしっかり分別し、資源として再利用する。
- 計画的に買い物をしたり、調理を工夫して食品ロスの削減に努める。
- 過剰包装商品避け、詰替え商品やエコマーク商品など環境保全に取り組んでいる商品を優先的に選ぶ。
- マイバッグやマイ箸、マイカップ、マイボトルなど繰り返し使えるものを使う。

など

《事業者が取り組めること》

- マイバッグの呼びかけと合わせて、商品の簡易包装に努める。
- 食品ロスを出さない調理やメニューの提供、食品の量り売りに取り組む。
- ペーパーレス化などにより、省資源化に取り組む。
- 原材料やサービスなどを調達する際は、環境負荷の小さいものを優先的に選択する。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売やリサイクル製品の積極的な使用に努める。

など

コラム 『食品リサイクル堆肥化事業』

生ごみを堆肥に再資源化し、持続可能な循環型社会に貢献することを目的としており、常総環境センターが「エコクリーン常総」に事業を委託して実施しています。

【参加するメリット（例）】

- 生ごみが減った分、可燃ごみを出す頻度が減る
- 家のごみ箱が臭くなくなった
- 戸別収集をしてもらえるので、ごみを出す負担が少なくなる
- 可燃ごみを減量することによって、CO₂削減に貢献できる
- 可燃ごみに生ごみが入っていないので、参加世帯が増えると集積所が荒らされにくくなる

参加は一世帯ごとに可能です。詳細は、「エコクリーン常総」のホームページをご覧ください。



▲エコクリーン常総の様子



コラム 『常総環境センターの火災事故』

令和6年12月9日に常総環境センターで火災が発生しました。火災事故報告書によると、原因の特定はされていませんが、燃え方や、過去に同様のケースがあったことを踏まえると、不燃ごみの処理中にリチウムイオン電池が破砕されたことによる発火が推察されています。

今後の見通しについては、復旧時期が令和9年9月、復旧工事や外部搬出にかかる経費は約60億円で、そこから保険適用分を除いた約40億円が実質的な負担額と見込まれています。

循環型社会の構築や、このような事故を無くすために、決められた分別方法でごみを捨てるのが大切です。



▲常総環境センターの火災事故の様子



Keyword

『5R』

ごみの減量化と資源化を推進するため、廃棄物の5R（リデュース（Reduce）：ごみの発生を減らすこと、リユース（Reuse）：排出されたものを再利用すること、リサイクル（Recycle）：再資源化すること、リフューズ（Refuse）：ごみとなるものを受け取らない、リペア（Repair）：修理して長く使うこと）を総合的に推進しています。



資源循環・廃棄物に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP.56～57を見てみてね！

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

《脱炭素社会・地球環境分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

地球温暖化を原因とする気候変動によって世界中で自然災害が多く発生していることから、日本は2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しているよ。守谷市でも、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明したんだ！
地球温暖化対策のための計画を作って、二酸化炭素の排出を抑えるための取組を進めているよ。



地球規模の問題だけど、市民一人ひとりが行動する必要があると思うだね。具体的に市ではどのような取組をしているの？

二酸化炭素の排出を抑えるために、市民や事業者に向けて省エネルギー性能の高い設備への切り替えや、太陽光エネルギーなど再生可能エネルギー※keywordの設備の導入に向けた普及啓発活動などを行っているんだ。



▲太陽光パネル



▲クリーンエネルギー自動車（守谷市役所）



▲HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）

ほかにも、公共施設では積極的に省エネ設備を導入したり、省エネ行動など市職員一人ひとりの環境に配慮した行動を呼びかけたりして、脱炭素化に向けて取り組んでいるんだ。



未来の地球環境のためにいろんなことに取り組む必要があるんだね。私たちにもできることはあるのかな？

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.58にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「脱炭素社会・地球環境」

《市民が取り組めること》

- 太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器、再生可能エネルギー由来の電力などを導入する。
- 住宅を新築・改修する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEHの導入を検討する。
- 市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- 環境や気候の変化について、家族や友人などと話題にする。

など

《事業者が取り組めること》

- 事業所への太陽光発電システムの設置や、再生可能エネルギー由来の電力を導入する。
- 建築物を新築・改修する際には、省エネルギー改修やZEB化などを検討する。
- 市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- 気候変動に対する自社の取組を広く発信するとともに、取引先企業とも共有する。

など

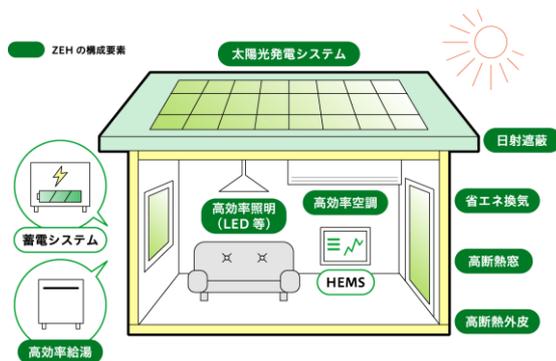
コラム 『ZEH・ZEB』

Net Zero Energy House (Bill) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ビル)) の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家 (ビル)」の総称になります。

住宅やビルの外壁や窓、屋根、床下など外皮の断熱性能を大幅に高めた上で、省エネ機器や太陽光発電など再生可能エネルギー等を導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロ以下とすることを目指した住宅、ということになります。

暑さや寒さをガマンして省エネを行うのではなく、快適に暮らしながら省エネルギーを実現して脱炭素社会に貢献することができます。

- メリット1：健康で快適な暮らしの実現
- メリット2：光熱費が安くなる
- メリット3：災害時も安心



▲ZEH概念図 (出典：環境省)

コラム 『RE100』

2014年に結成した、事業を100%再生電力(太陽光、風力、持続可能な水力、持続可能なバイオマス(バイオガスも含む)、地熱)で賄うことを目標とする企業連合のことです。RE100に取り組む企業は世界全体で年々増加しています。

メリットとしては、以下の4点があります。

- ①温暖化やエネルギーコストの上昇等「化石燃料による発電＝リスク」という認識が世界的に高まっているなかで、再生電力への切替は化石燃料によるリスクを回避し、気候変動を防ぐことができる。
- ②企業が再生調達の必要性を発信することで再生の市場規模が拡大し、調達選択肢の増加や、価格低下につながり、安価で安定した再生供給ができるようになる。
- ③再生を取り入れた事業運営は対外的にも評価され、投資家などへのアピールになる。
- ④再生100%調達をコミットすることは、世界的な対外アピールになり、世界中の企業と情報交換できるほか、新たな供給側企業と出会えることになる

詳細は環境省ホームページをご覧ください。

環境省RE100の取組 (※令和8年●月時点)
(<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>)



『再生可能エネルギー』

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといったエネルギーで、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、地球の環境に良いだけでなく、日本のエネルギー確保にも役立つ、重要な低炭素のエネルギー源のことを指します。
詳しくはP.59にも書いてあるよ！



脱炭素社会・地球環境に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP.63~66を見てみてね！

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

《環境活動・市民行動分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

小中学校の授業には環境からの視点が含まれているので、それが子どもたちの環境学習につながっているよ。また、田んぼリレーなどの体験学習を行っている小学校もあるんだ。里山の保全のために、市民活動団体が市民と一緒に活動していたりするんだ。



▲環境学習の様子



▲田んぼリレー

そのほかにも国や県と協力して、環境に関する講座や自然観察会を行い、自然を身近に感じてもらえるような取組を進めているんだ！



なるほど！環境に触れる機会が身近にあると、環境への意識も高まりそうだね！でも、何か問題があったりするのかな？

自然体験活動など実体験を伴う経験をすることが大切だと考えているよ。そのために市だけでなく市民活動団体やNPOなどと協力して取り組んでいくことが必要なんだ。市民や事業者の皆さんに向けて、市の取組などを伝わりやすく発信していくために、新しい情報発信方法などを考えることも必要だね！



環境行動を活発にするためには、いろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.67にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「環境活動・市民行動」

《市民が取り組めること》

- 環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- 自然体験学習や環境学習講座など、環境イベントに積極的に参加する。
- 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動の開催に協力する。
- 家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。

など

《事業者が取り組めること》

- 環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- 従業員（社員、職員等）を対象とした環境学習・環境研修を実施する。
- 関連企業や取引先企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかける。
- 市の環境学習イベントや市民活動への協力支援、施設見学会の実施など、CSR活動^{※keyword}として、環境教育・環境学習の機会を提供する。

など

コラム 『市民活動団体』

守谷市民活動支援センターは、地域住民のボランティア意識を啓発し関心を高めボランティア活動の総合的な活動拠点として積極的に支援することを目的として設置されました。

市民活動の場の提供や市民活動に関する相談対応、市民活動情報の収集と提供、活動団体の交流や連携などの機能を生かし、団体への支援などを行っています。

また、公益活動団体のレポートをホームページで公開し、活動内容の紹介や会員募集のお知らせなども行っていますので、興味のある方はホームページをご覧ください。

守谷市民活動支援センター
(<https://moriya-cac.org/>)

コラム 『Morinfo (もりんふお)』

欲しい市政情報を欲しいタイミングで簡単に入手できる環境の整備を目的として開発されました。子育て支援やごみ、イベント等の情報といった、市民生活の利便性を向上させる内容を発信しています。また、プッシュ通知や市民レポート投稿といった、行政と市民の皆さんとの情報共有を促進する機能も持たせることで、市民の皆さんの市政への参画や協働のまちづくりを推進します。

【主な機能】

- もりやレポート
→市内のおすすめビュースポットや地域の課題をスマートフォン等の端末を活用し、市役所に投稿できる機能です。
- 子育て応援
→子育てに関する情報を配信しています。
- もりやマップ
→GPS機能を使って、現在地から目的地までナビゲーションすることや、もりやチャリナビや守谷ハーフマラソンのコースも確認できます。
- 教育
→市内小中学校の情報を配信します。また、学校の休校情報（大雨・雪・インフルエンザ）についてもプッシュ通知で配信します。

➤App Store 版



Keyword

『CSR活動』

CSR (Corporate Social Responsibility) とは、企業を取り巻く様々な関係者との交流を通じて、良質な製品・サービスを提供するという本来の事業を基本に、法令を守るだけでなく、環境保護や地域活動などに積極的に取り組むことで、企業自身だけでなく、環境や社会の発展にも役立つ企業の行動のことを指します。



環境活動・市民行動に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP. 70~73 を見てみてね！

市長挨拶

目 次

第1章	計画の基本的事項.....	17
第2章	本市を取り巻く環境の課題.....	21
2-1	市域の概況.....	21
2-2	環境をめぐる社会動向.....	26
2-3	現行計画の取組や環境指標の達成状況.....	30
2-4	市民の環境に対する意識や取組.....	32
2-5	本市の環境課題.....	35
第3章	本市の望ましい環境像.....	37
第4章	実現に向けた基本目標と方針.....	38
4-1	施策の展開方向.....	38
4-2	計画の体系.....	38
	基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます.....	40
	基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります.....	46
	基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します.....	53
	基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します.....	58
	基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します.....	67
第5章	計画の推進及び進行管理.....	74
5-1	計画の推進体制.....	74
5-2	計画の進行管理.....	76
資料編	77
1	守谷市環境基本条例.....	77
2	第3次守谷市環境基本計画（案）諮問書、答申書.....	83
3	第3次守谷市環境基本計画の策定経過.....	85
4	守谷市環境審議会委員等名簿.....	86
5	市民等アンケート調査の結果概要.....	88
6	環境指標値の把握方法.....	89
7	用語説明.....	90

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景

本市では、2016（平成28）年8月に「第2次守谷市環境基本計画」を策定以降、「第3次守谷市総合計画（第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）や「第二次守谷市緑の基本計画」により、環境施策の基本的枠組みを定めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境の保全や、快適な生活環境の実現、環境保全に向けた活動の各分野の施策事業に取り組んできました。

その結果、ごみの減量化や再資源化への取組、守谷市内における二酸化炭素排出量削減などについては一定の成果があった一方で、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量は減少してきていますが、2030年度までに温室効果ガス排出を50%削減（2013年比）させる目標の達成に向けて更なる取組が必要となっています。また、市の環境保全に取り組む市民活動団体においては、高齢化や担い手不足により構成人数が減少しているなど、各分野において一定の進展はあるものの、引き続き解決すべき課題も残されています。

さらに、東京ヤクルトスワローズ二軍球場、（仮称）守谷SAスマートインターチェンジ、都市軸道路利根川橋梁の建設等、大規模な土地利用が近年予定されており、新たな環境課題の発生が予測されます。

国内の状況に目を向けると、地球温暖化が原因とされる気候変動に伴う豪雨災害や猛暑日の増加、環境破壊などによる生物多様性の損失、食品ロス問題など、私たちの生活に影響を与える様々な環境問題が発生しています。

また、デジタル技術の活用により社会変革を目指すDX（デジタルトランスフォーメーション）や、化石燃料社会からの脱却を目指すGX（グリーントランスフォーメーション）を推進する動きも活発化してきています。

世界においては、2015（平成27）年に合意されたパリ協定に基づき、気候変動の緩和に向けた温室効果ガスの削減が求められています。わが国においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年ゼロカーボンニュートラル」が宣言されましたが、これに先んじて守谷市は「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。

また、国際社会共通の目標として、同年の国連持続可能な開発サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」の達成に向けた取組も進める必要があるなど、多様化、複雑化する環境問題の解決に向けた機運が高まっています。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、広範な環境課題に的確に対応し、市民・事業者・行政が連携して、持続可能な都市の実現やSDGsの達成に向けて取り組むため、「第2次守谷市環境基本計画」の計画期間の終了に合わせ、「第3次守谷市環境基本計画」を策定します。

計画策定の目的

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・ 守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑に
つまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・ 現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」第3条に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

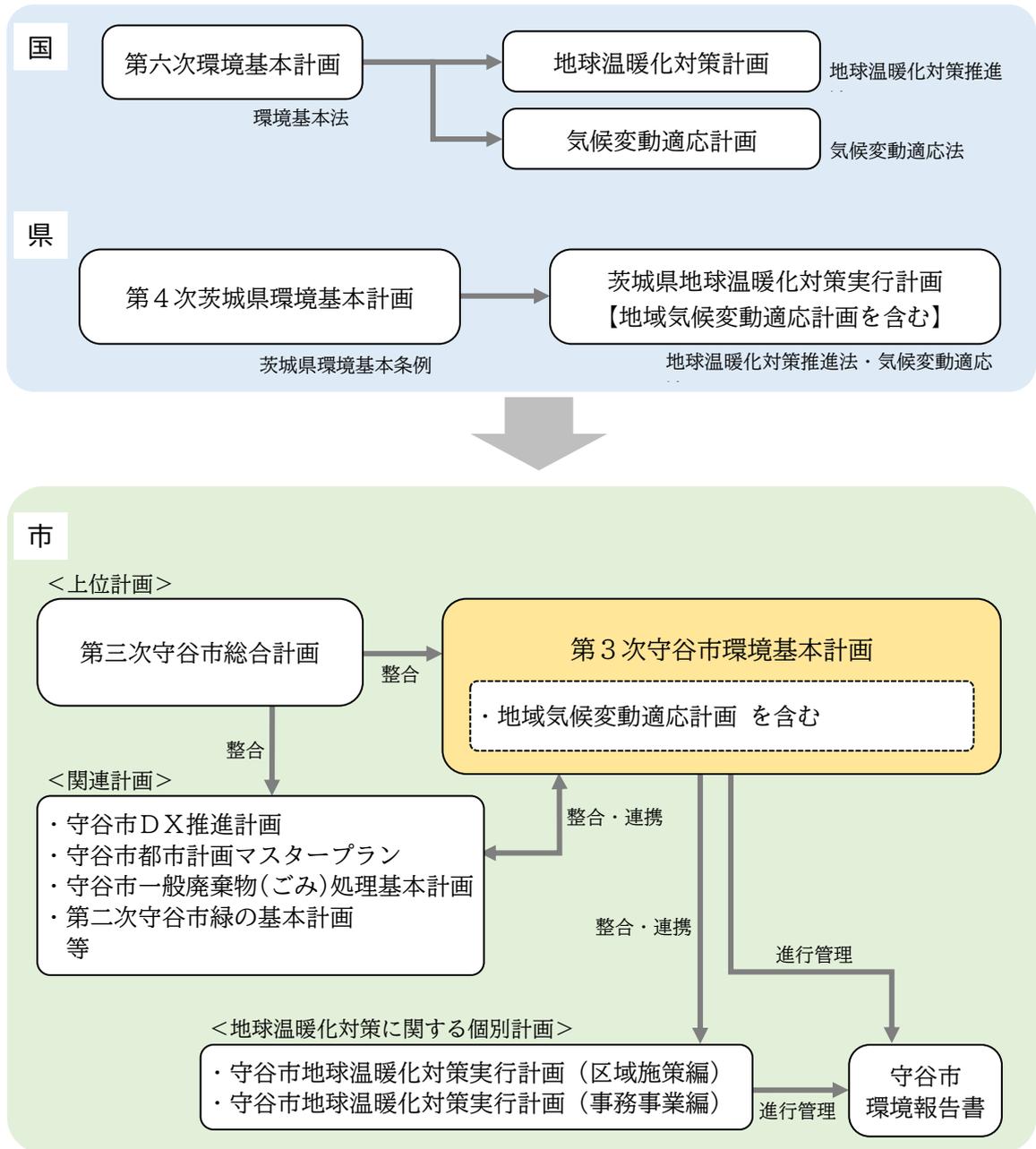
今回策定した第3次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の守谷市環境基本計画（計画期間：平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）まで。以下「前計画」という。）に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下同じ。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

計画の位置づけ

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や「守谷市緑の基本計画」、「守谷市DX推進計画」などとの整合・連携を図ります。



計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間とします。なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の5分野とします。

環境分野	対象範囲
自然環境・生物多様性	森林、里山、農地、緑地、斜面林、公園、街路樹、動植物 等
生活環境	大気、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、公園、緑地、環境美化、空き家、犬・猫の飼育 等
資源循環・廃棄物	ごみの減量・分別、食品ロス、5R 等
脱炭素社会・地球環境	地球温暖化、エネルギー、気候変動 等
環境活動・市民行動	環境教育・環境学習、環境情報、各行動主体の協働 等

計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。

第2章 本市を取り巻く環境の課題

2-1 市域の概況

(1) 位置と地勢

本市は東京都心から約40km圏内にあり、茨城県と千葉県の県境に位置しています。

鉄道の面では、東京都心と筑波研究学園都市を結ぶつくばエクスプレスにより秋葉原まで最短32分と都心に向かう交通の利便性は高く、関東鉄道常総線との乗換駅である守谷駅の1日平均乗車人員数は、つくばエクスプレスと関東鉄道常総線を合わせて約4万人に達しています。

道路交通の面では、市域を縦断する国道294号（都市計画道路取手守谷線）に谷和原インターチェンジで接続する常磐自動車道によって、東京都心や首都圏の各都市と連絡する高速自動車交通網につながっています。

また、関東鉄道常総線に並行する国道294号及び常総ふれあい道路（都市計画道路乙子北守谷線）が取手市で国道6号と結ばれており、これらが広域的な幹線道路のネットワークを形成しています。

加えて、つくばエクスプレスに沿って整備が進められている都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）により、埼玉、千葉及びつくば市方面との連携が更に強化されることが期待されています。

本市の地勢は、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置し、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地形となっています。



(2) 気候

気候は、太平洋側気候で内陸気候の特徴を併せ持っています。夏季は、太平洋高気圧から吹き出す南よりの風の影響で高温多湿となり雨も降りやすく、冬季は、乾いた北西の季節風が吹き、晴天の日が多く、降雪は少ない状況となっています。内陸部では、気温変化が大きく乾燥しやすくなっています。

降水量は、冬は少なく、春から夏にかけては梅雨前線の影響などで徐々に多くなり、秋は秋雨前線や台風の影響などで更に突出して多くなっています。年降水量の平年値（龍ヶ崎）は 1352.8 mm となっています。

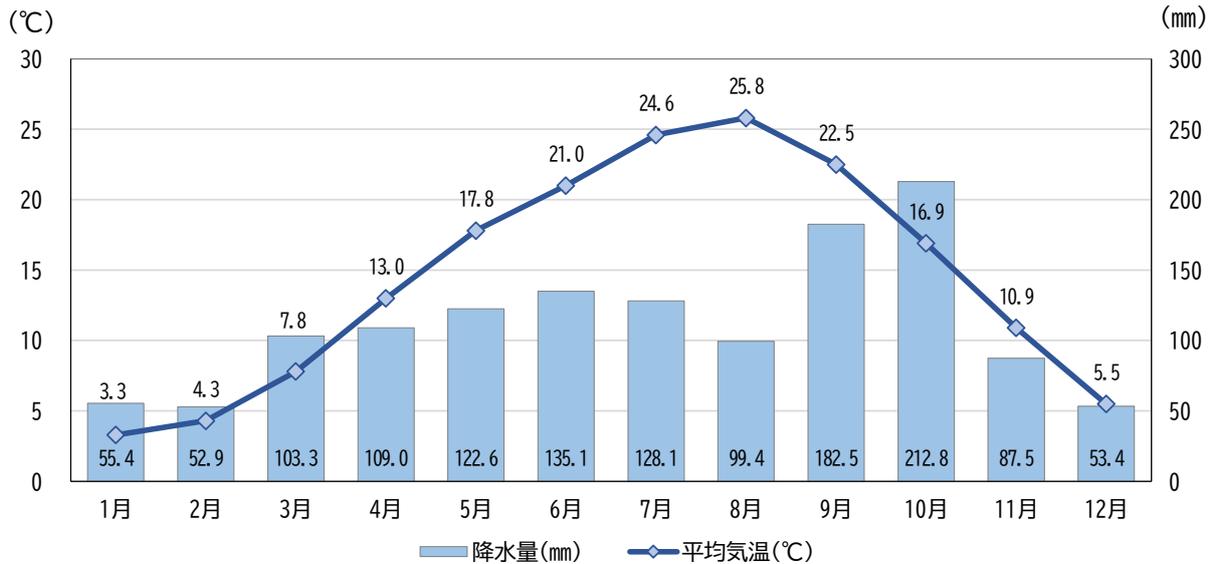


図 月別平均気温と降水量（2020年平年値）

出典：気象庁（龍ヶ崎観測所）データをもとに作成

(3) 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、令和7（2025）年1月1日時点で70,900人、30,621世帯となっており、つくばエクスプレス開通や松並土地地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いています。

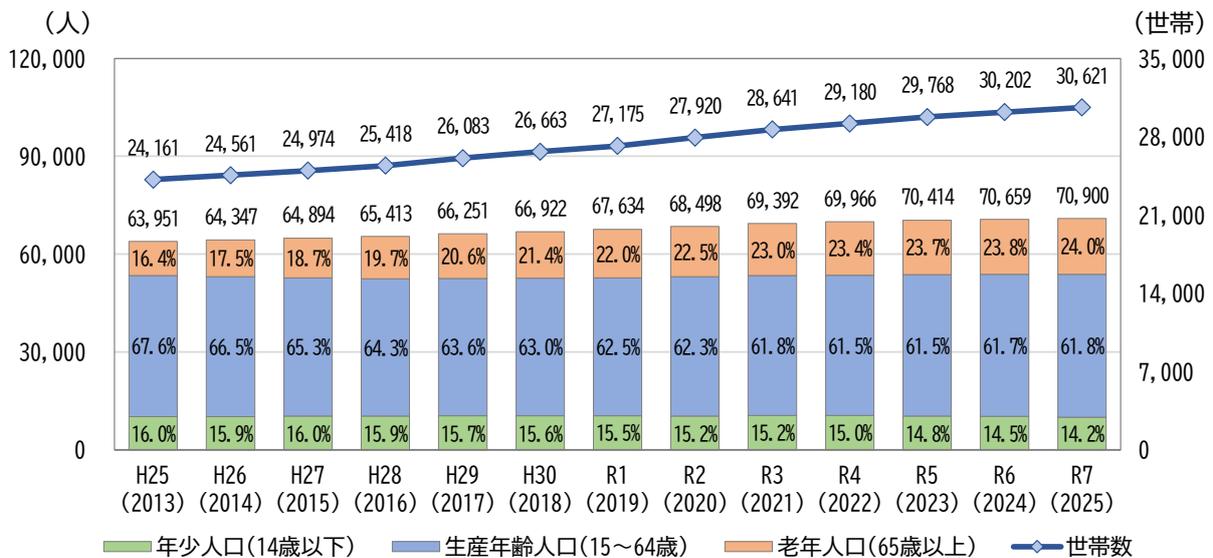


図 年齢三区分別人口と世帯数の推移

出典：住民基本台帳人口（市ホームページ）

(4) 土地利用

本市の土地利用は、2015（平成27）年度都市計画基礎調査によると、農地・山林等の自然的土地利用が53.3%で住宅用地・道路用地等の都市的土地利用が46.7%となっています。

鬼怒川右岸と小貝排水路両岸には田を中心とした大規模農用地、利根川左岸には畑を中心とした大規模農用地と耕作されていない農地（荒地）が広がっています。また、これらの大規模農用地の周囲に、農地や山林などに囲まれた農業集落が形成されています。

台地面の外縁部や谷津には傾斜地山林が分布しており、住宅系の土地利用は、縁に囲まれた大規模住宅団地（北守谷、南守谷、みずき野、美園）及び、守谷駅周辺の既成市街地を中心に分布しています。

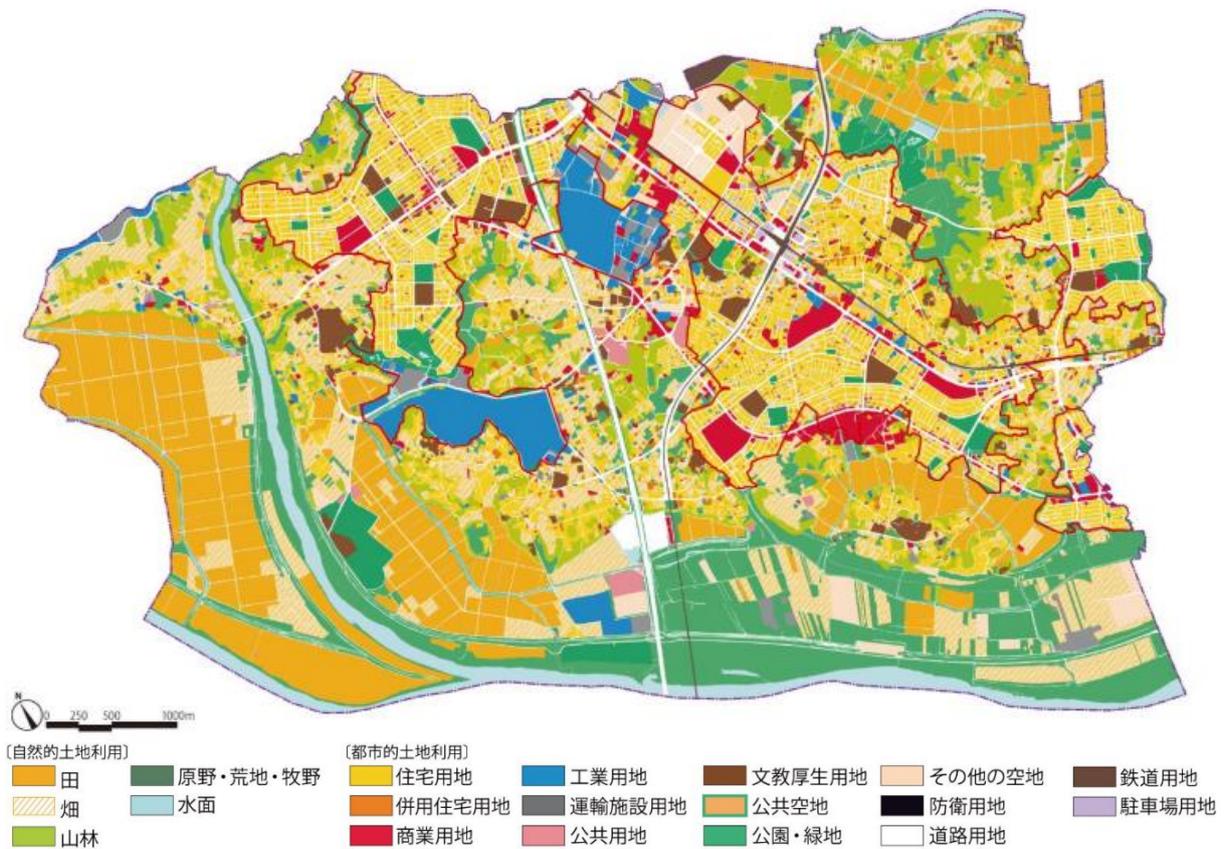


図 土地利用状況図（平成27年度）

出典：守谷市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

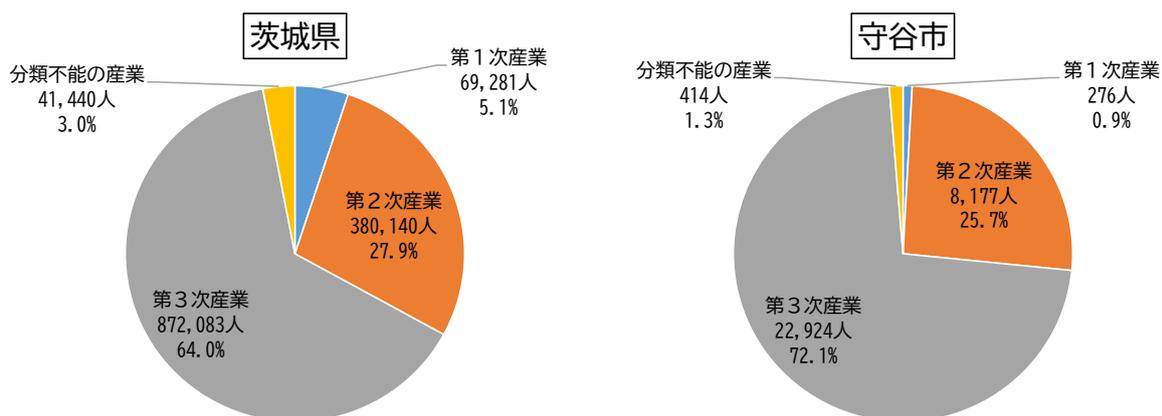
(5) 産業の状況

本市の産業別従業者数は、令和2年現在では第3次産業が22,924人と最も多く、7割以上を占めており、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。

茨城県の産業別従業者数の構成割合は、市と同様に第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっていますが、第1次産業の割合が市よりも高くなっています。

産業分類	平成22年		平成27年		令和2年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総数	31,291	100.0	32,243	100.1	31,791	100.0
第1次産業	234	0.7	307	1.0	276	0.9
第2次産業	7,855	25.1	8,473	26.3	8,177	25.7
第3次産業	21,241	67.9	22,137	68.7	22,924	72.1
分類不能の産業	1,961	6.3	1,326	4.1	414	1.3

出典：統計もりや



出典：国勢調査（令和2年）

(6) 交通の状況

本市の公共交通ネットワークは、つくばエクスプレスと関東鉄道常総線の鉄道や路線バス、モコバス（もりやコミュニティバス）、デマンド乗合交通が整備されています。

本市の公共交通の人口カバー率は86%となっており、モコバスやデマンド乗合交通の利用者が増加傾向にあります。



図 公共交通等の運行状況

出典：守谷市地域公共交通計画（令和5年3月）

2-2 環境をめぐる社会動向

(1) 環境全般

①持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境を巡る広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は守谷市にとっても大変重要な視点です。守谷市では、市が有する自然資源（グリーンインフラ）を背景とした都市の魅力向上とスマートシティの推進を組み合わせることにより、持続可能な住みよいまちの実現を目指しています。

今後も次世代に豊かな地球環境を引き継ぐため、市民一人ひとりが環境に与える負荷の大きさを認識し、行動するとともに、行政や企業によるカーボン・オフセットの取引の推進など、地域社会全体でより一層の環境配慮を進めることが求められます。引き続き、守谷市の特性を生かしつつ、国や県とともにSDGsの達成に向けた取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



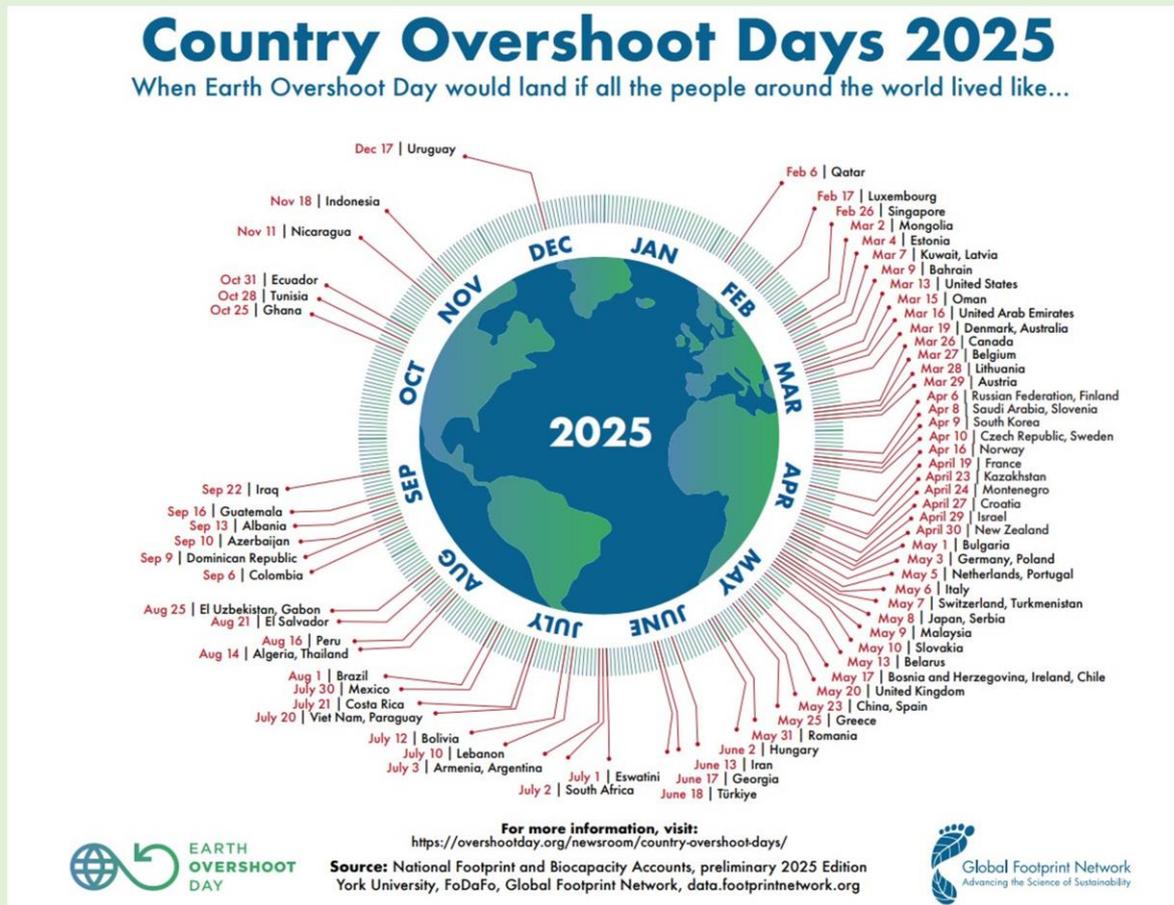
コラム アースオーバーシュートデー

アースオーバーシュートデー（Earth Overshoot Day）は、人類の生物資源に対する需要が、地球の生態系がその年に食料や衣類・建材などとして供給できるすべての生物資源の容量を、年初から数えて人類が使い果たしてしまう日のことで、人間活動による環境負荷をわかりやすく示す目的で計算されています。オーバーシュートは「行き過ぎる」という意味です。

世界全体の2025年「アースオーバーシュートデー」は過去最も早く、7月24日に到来し、この日以降年末まで地球に人類の資源量を「借金」して暮らすこととなります。人類の資源消費量は地球の生産量の1.8倍に相当し、「地球1.8個分」の暮らしをしていることとなります。

資源消費の多い先進国では、地球全体よりも早くアースオーバーシュートデーを迎える傾向にあり、日本の場合2025年「アースオーバーシュートデー」は5月8日で、地球全体よりも2か月半早い状況となっています。

人類の資源消費が多いと、気候変動や生物多様性の喪失など、環境危機の深刻化と直結しています。アースオーバーシュートデーを遅らせることは、再生可能エネルギーの普及、循環型社会の実現、食料ロス削減等の持続可能な取り組みが成果を上げていることを意味しており、今後、自然資源の使い過ぎをどう防ぐかが課題となっています。

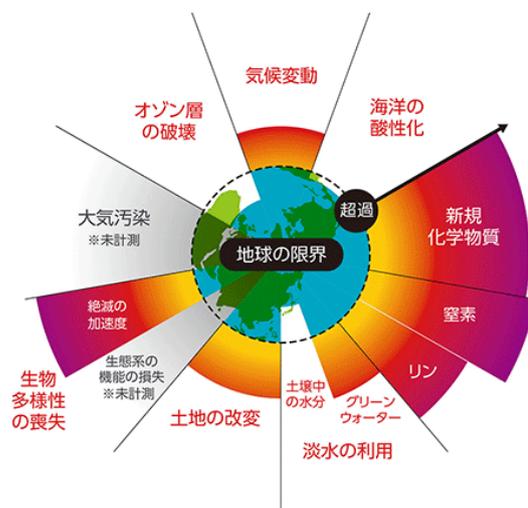


出典：2025年カントリーオーバーシュートデー（グローバル・フットプリント・ネットワーク）

②地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

気候変動対策については、世界各地で様々な気象災害が発生している中で、いまだ問題解決に向けた行動は不十分であり、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体での更なる対策が必要です。生物多様性の損失においても、気候変動による影響に加えて、地球上の種の絶滅の速度の加速、需要の増加や技術の進歩による過剰利用や、里地里山の管理不足等による生態系のバランス崩壊により、生態系サービスの恩恵を受け続けることが今後困難になる可能性が高く、それを食い止めるために適切な対策を講じる必要があります。地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻となり、地球の生命維持システムは存続の危機に瀕しています。

こうした状況を俯瞰的に把握していくために、人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という注目すべき研究があります。この研究によれば、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。



出典：環境省ホームページ

③第六次環境基本計画（環境省）

国の「第六次環境基本計画」が令和6（2024）年5月に閣議決定されました。

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。

本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」、「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の施策の統合、シナジー化等によって「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

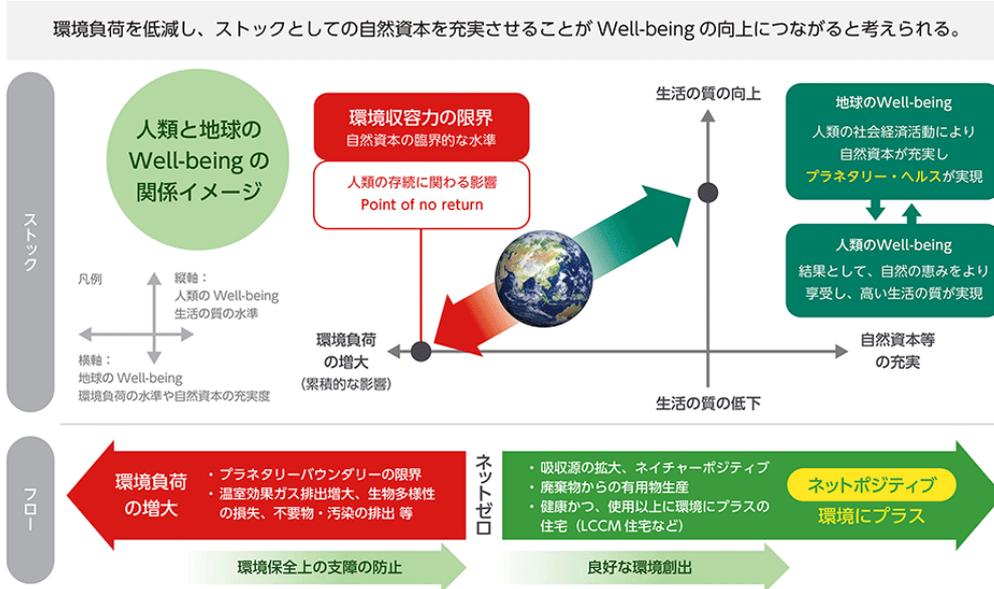


図 自然資本・環境負荷とウェルビーイング・生活の質との関係

出典：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（令和6年版）」（環境省）

④第4次茨城県環境基本計画

豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため長期的な目標、施策の大綱等を示しており、計画期間は令和5年度を初年度とした概ね10年間としています。

計画策定の基本的な考え方は、国内外における経済・社会情勢の変化及び環境を取り巻く状況等を踏まえるとともに、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方も活用しながら持続可能な社会を目指しています。

環境の将来像を「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」と定め、「脱炭素社会の実現」、「自然と共生する社会の実現」、「循環型社会の実現」、「身近な地域環境の保全」、「霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生」の5つの基本目標を設定し、その達成に向けて8つの施策の柱により施策を展開しています。

計画の施策の柱
1 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
2 地域環境保全対策の推進
3 湖沼環境保全対策の推進
4 循環型社会づくりの推進
5 生物多様性の保全と持続可能な利用
6 快適で住みよい環境保全と創出
7 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
8 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

2-3 現行計画の取組や環境指標の達成状況

第2次守谷市環境基本計画の環境指標の達成状況を以下に示します。

達成状況は、令和5（2023）年度末時点で令和7（2025）年度までの目標を達成している場合は○としています。

目標を達成できていない環境指標については、平成26（2014）年度と比較した傾向を矢印で表記し、進展しているものは↗、後退しているものは↘としています。さらに、達成できなかったと考えられる要因についても分析しています。

基本目標1から3に関する11指標のうち、目標達成したのは7指標、平成26（2014）年度より進展したものは2指標、後退は2指標となっています。

基本目標1 豊かな自然の恵みを守りながら活用します

基本目標1に関する4指標のうち、目標を達成したのは2指標、平成26（2014）年度より進展したものは2指標となっています。

環境指標	H26年度末	R5年度末	R7年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
緑被率 (公園・樹林地・農地・草地・水面)	62.0%	60.9%	58.0%	○	緑被率は減少傾向となっていますが、令和5年度末時点で目標値を達成している。
自然環境に満足している市民の割合	79.3%	85.2% ^{※1}	82.0%	○	自然環境に満足している市民の割合は令和3年度時点で目標値を達成している。
耕作放棄地面積	44.6ha	37.7ha	29.6ha	↗	耕作放棄地面積は減少傾向にあり、進展はあるものの、令和5年度末時点では目標達成に至っていない。 →新規就農者がいる一方で高齢化等による離農者が増加していることが要因と考えられます。
守谷市の二酸化炭素排出量 ^{※2}	70.2万t-CO ₂ (H25年結果)	65.2万t-CO ₂ (R3年結果)	58.0万t-CO ₂	↗	二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、進展はあるものの、令和5年度末時点では目標達成に至っていない。 →排出量削減のための取組等について、周知が不足していることが要因と考えられます。

※1 令和5年度は市民アンケート未実施につき、令和3年度のデータとなっています。

※2 「守谷市の二酸化炭素排出量」については、環境省データによるものとなっています。

(http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei.html)

基本目標2 良好な生活環境を維持し、さらに向上させます

基本目標2に関する5指標のうち、目標を達成したのは4指標、平成26（2014）年度より後退したものは1指標となっています。

環境指標	H26年度末	R5年度末	R7年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
公害苦情受付件数	270件 (H27年度)	178件	240件	○	公害苦情件数は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	78.8%	81.2% ^{※1}	81.0%	○	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
空き家率	9.8% (H25年調査)	6.4% (R5年調査)	12.8%	○	空き家率は令和5年度調査において、目標値を達成している。
1人1日当たり ごみ排出量	836.5g/人・日	732.4g/人・日	772.0g/人・日	○	1人1日当たりごみ排出量は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
ごみの分別収集に 取り組んでいる市民の割合	82.1%	79.6% ^{※1}	90.0%	↔	ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合は、平成26年度時点よりも低くなっており、令和5年度末時点では目標達成に至っていない。 →分別収集に関する市民の意識が低下していることが要因と考えられます。

※1 令和4・5年度は市民アンケート未実施につき、令和3年度のデータとなっています。

基本目標3 豊かな良好な環境を未来へ引き継ぐ取組を進めます

基本目標3に関する2指標のうち、目標を達成したのは1指標、平成26（2014）年度より後退したものは1指標となっています。

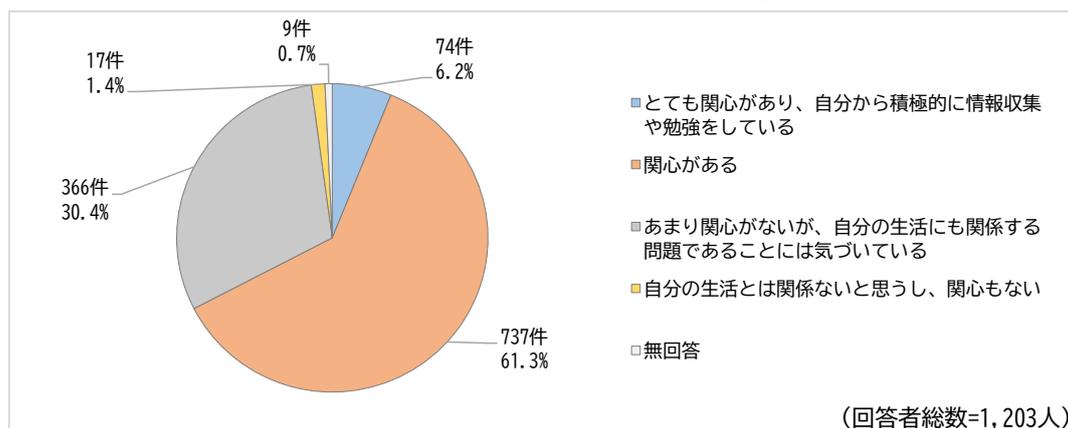
環境指標	H26年度末	R5年度末	R7年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
公立小中学校での 環境教育としての 取組事例数	29事例	142事例	44事例	○	公立小中学校での環境教育としての取組事例数は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
環境に関する市民 活動団体構成人数	412人	327人	420人	↔	環境に関する市民活動団体構成人数は、平成26年度時点よりも低くなっており、令和5年度末時点では目標達成に至っていない。 →コロナ禍で活動を休止した団体が活動を縮小または停止したことが要因と考えられます。

2-4 市民の環境に対する意識や取組

本計画を策定するにあたって、市民の環境に関する意識について令和6年度にアンケート調査を行いました。主な結果を以下に示します。

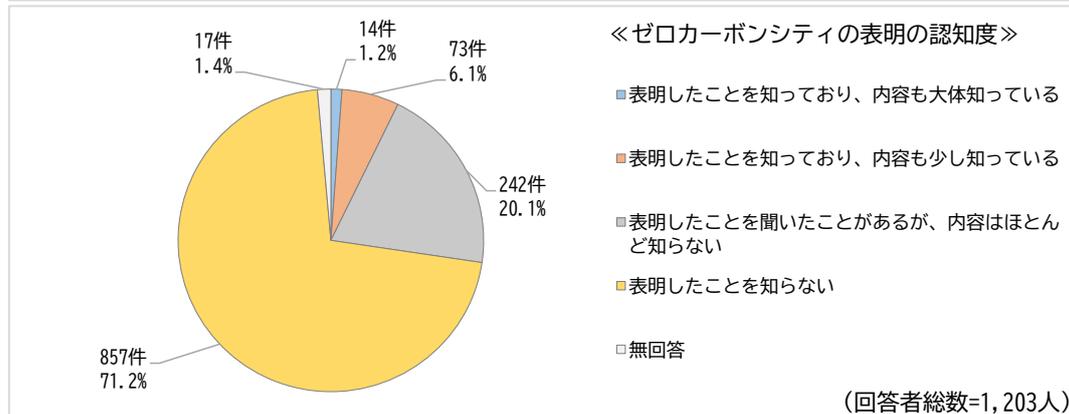
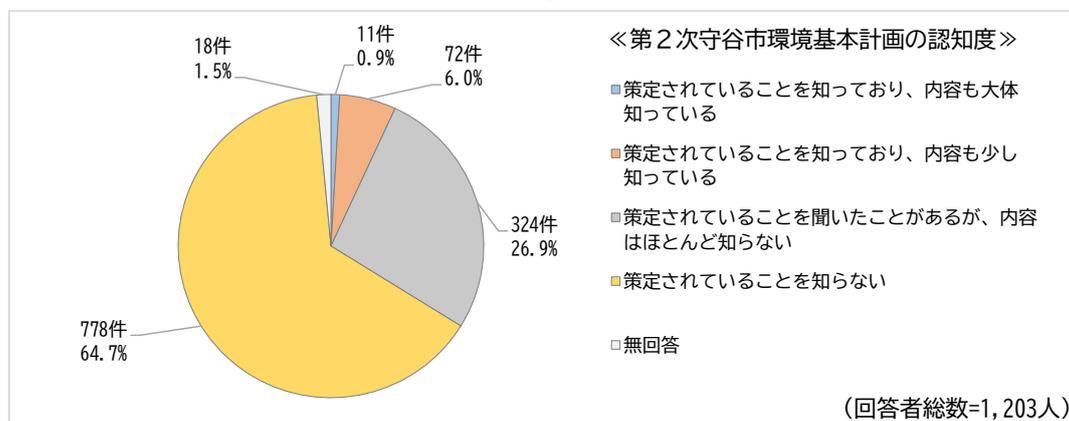
(1) 環境に関する関心

環境への関心度をみると、「関心がある」が61.3%と最も高く、次いで「あまり関心がないが、自分の生活にも関係する問題であることには気づいている」が30.4%、「とても関心があり、自分から積極的に情報収集や勉強をしている」が6.2%となっています。



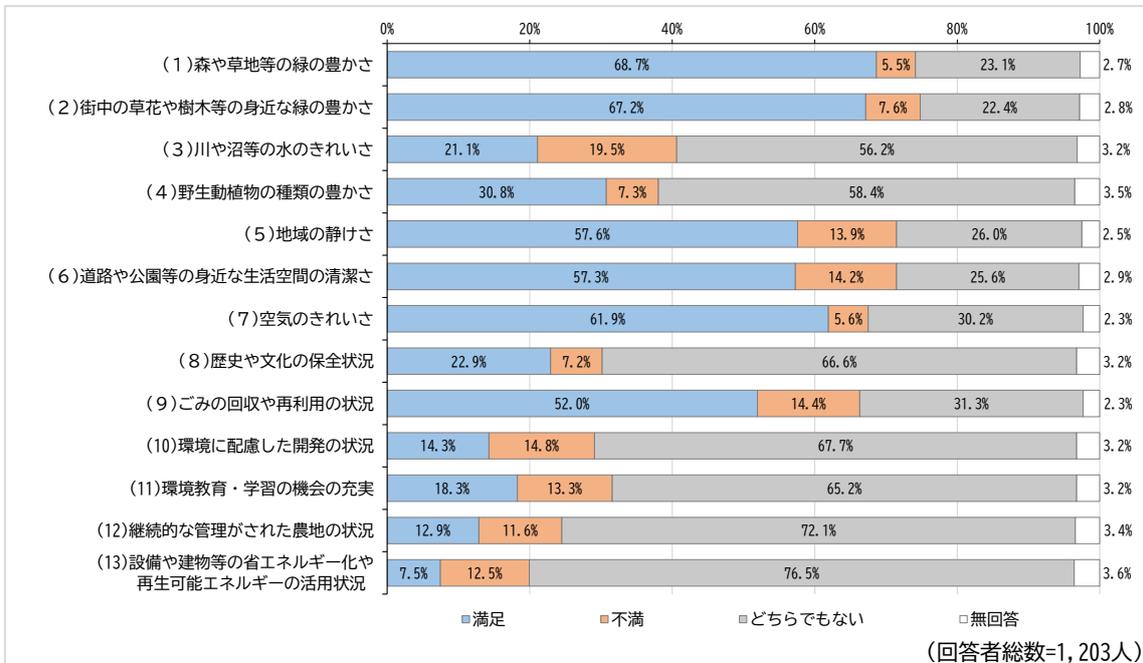
(2) 環境に関する関心

第2次守谷市環境基本計画及びゼロカーボンシティの表明の認知度をみると、いずれも「策定された／表明したことを知らない」となっており、認知度が低くなっています。



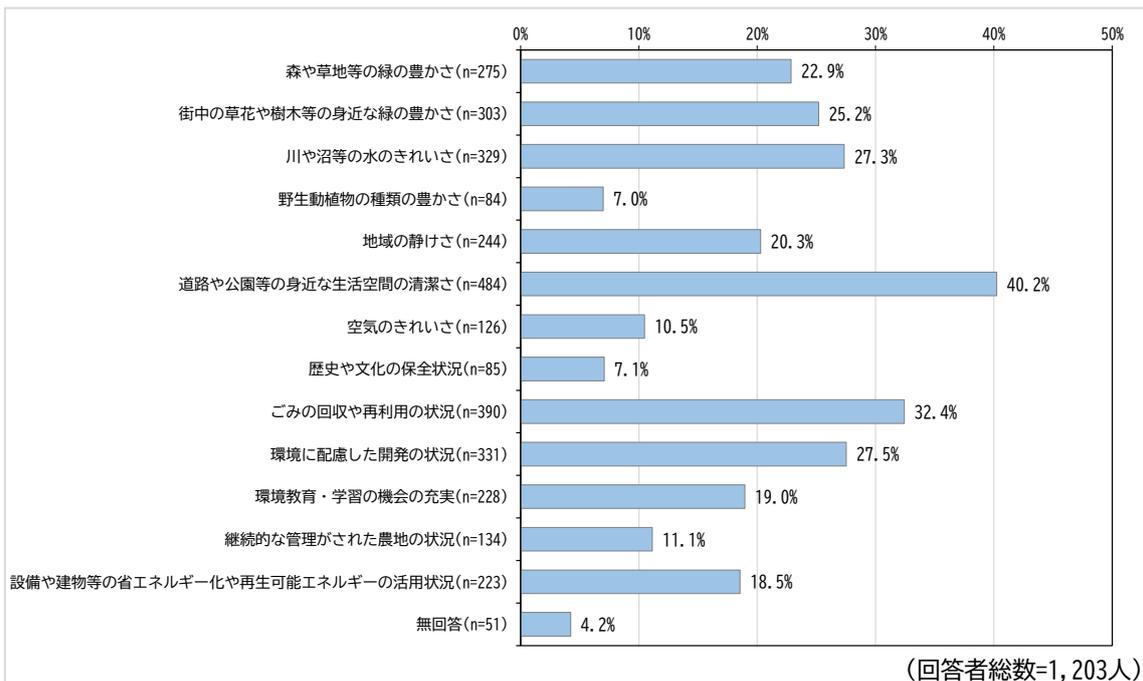
(3) 守谷市の環境における満足度

本市の環境における満足度をみると、「(1)森や草地等の緑の豊かさ」、「(2)街中の草花や樹木等の身近な緑の豊かさ」、「(7)空気のきれいさ」が6割を超えて満足が高くなっています。不満では「(3)川や沼等の水のきれいさ」が約2割ですが、全体的に低い傾向となっています。多くの項目で「どちらでもない」の割合が高くなっています。



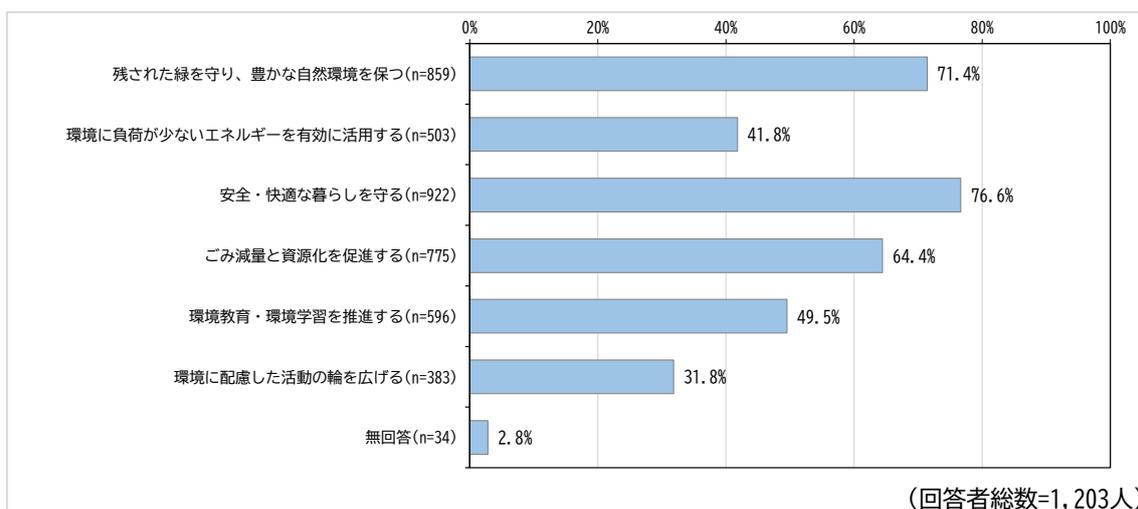
(4) 環境の保全や改善に向けた取組

環境の保全や改善に向けた取組をみると、「道路や公園等の身近な生活空間の清潔さ」が40.2%と最も高く、次いで「ごみの回収や再利用の状況」が32.4%、「環境に配慮した開発の状況」が27.5%、「川や沼等の水のきれいさ」が27.3%となっています。



(5) 今後優先すべき環境施策

今後優先すべき環境施策をみると、「安全・快適な暮らしを守る」が76.6%と最も高く、次いで「残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ」が71.4%、「ごみ減量と資源化を促進する」が64.4%、「環境教育・環境学習を推進する」が49.5%となっています。



(6) 市民の意識を踏まえた主な課題

- 環境への関心は比較的高くなっていますが、環境基本計画やゼロカーボンシティの表明等の行政の取組における認知度が低い状況となっています。
- 身近な緑に関連する自然環境や道路や公園等の保全に関する生活環境、ごみ等の廃棄物における関心は比較的高くなっていますが、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等の地球環境や環境教育・学習等に関する関心は低い傾向となっています。
- 「道路や公園等の身近な生活空間の清潔さ」については満足度が6割近くなくなっていますが、環境の保全や改善に向けた取組としても高い状況となっているため、市民の重要度が高いと考えられる項目となっています。
- 「(5) 今後優先すべき環境施策」の回答項目と第3次守谷市環境基本計画の5分野を対応させ、下表のように当てはめて考えると、市民は生活環境分野、自然環境・生物多様性分野、資源循環・廃棄物分野を今後優先すべき分野としていと考えられます。

(5) 今後優先すべき環境施策 《市民アンケート》	第3次環境基本計画の分野
残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ (71.4%)	自然環境・生物多様性
環境に負荷が少ないエネルギーを有効に活用する (41.0%)	脱炭素社会・地球環境分野
安全・快適な暮らしを守る (76.6%)	生活環境分野
ごみ減量と資源化を促進する (64.4%)	資源循環・廃棄物
環境教育・環境学習を推進する (49.5%)	環境活動・市民行動
環境に配慮した活動の輪を広げる (31.0%)	

2-5 本市の環境課題

(1) 生物多様性・自然環境

- 持続的に里山環境を保全していくためには、多様な主体（市民・事業者・行政）が関わり合いながら取組を推進していく必要があります。しかし、市民活動団体数の減少や高齢化に伴い、これまでの活動方法だけでは継続が困難となることが考えられるため、新たな人材の発掘や育成の方法を検討する必要があります。
- 農地保全の観点からみると、平成26（2014）年度以降から耕作放棄地は減少傾向にありますが、今後農業者の高齢化が進み、増加に転じる可能性も考えられます。そのため、若手農業者の育成や耕作放棄地の活用等を検討する必要があります。
- 斜面林や田園風景と調和する緑豊かな環境を保全していくための取組を推進する必要があります。
- 街並みを形成する街路樹や市民の身近な緑となっている公園・緑地等を保全、活用し、親和性のある自然環境の形成に向けた検討を進める必要があります。
- 守谷野鳥のみちや稲戸井調節池、守谷市役所周辺、その他農地などを中心に、多様性のある緑をつなぐ環境形成を検討する必要があります。
- 希少生物保護や保全、外来生物の侵入防止や抑制のため、環境省や茨城県のレッドリスト等を活用した取組を検討する必要があります。

(2) 生活環境

- 良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合は増加傾向となっており、令和7年度までの目標は達成していますが、幹線道路沿いや公園においてごみ等が散乱している状況もみられるため、生活マナー向上や環境美化活動への取組を推進する必要があります。
- 地域における人口減少や少子高齢化、相続問題や解体費のコスト増加等の要因により空き家の増加が懸念されています。そのため「第2次守谷市空き家等対策計画」等と連携し、空き家の状況把握や有効活用に向け、増加抑制に向けた検討を進める必要があります。
- 公害苦情受付件数は、平成26（2014）年度以降から減少傾向となっています。環境調査についても概ね環境基準を満たしていますが、継続的に調査を行い、生活環境を保全するための取組を推進する必要があります。

(3) 資源循環・廃棄物

- 家庭から排出されたごみ・資源物排出量は減少傾向となっていますが、ごみ総排出量は増加傾向となっているため、市民だけでなく事業者に対してごみ減量化への取組を推進してもらうための普及・啓発を行う必要があります。
- ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合は減少傾向となっており、令和7年度までの目標を達成するためには更なる適切なおみ分別に関する普及・啓発等を行い、取組を推進していく必要があります。

- 食べ残しや直接廃棄、過剰除去により家庭による食品ロスが発生しているため、食品ロスの現状や減らすための取組を関係機関等と連携して情報発信し、食品ロス減少に向けた取組を推進する必要があります。
- 持続可能な循環型社会を形成するために、5R（Refuse：断る、Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Repair：修理、Recycle：再生利用）の実践を市民や事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。

（4）脱炭素社会・地球環境

- 本市の二酸化炭素排出量は減少傾向となっていますが、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティの達成に向け、温室効果ガスの排出低減に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入を推進するため、本市の現状やポテンシャルを把握し、特性に応じた設備の導入等を検討し、脱炭素社会実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 気候変動による熱中症等の健康影響や激甚化する自然災害に対応するため、クーリングシェルターの協力施設増加に向けた取組や総合的な浸水対策、ハザードマップ等を活用した普及・啓発等の効果的な災害防止策を検討する必要があります。

（5）環境活動・市民行動

- 公立小中学校における環境教育が充実してきており、各教科の特性に合わせた環境教育が進められている一方で、生徒の自主的な学習をさらに推進するための取組を検討する必要があります。
- 環境に関する市民活動団体の構成員が高齢化し、活動人数の減少や活動の縮小化が懸念されているため、民間団体や企業等の関係機関と連携し、市民活動団体の活動支援を推進する必要があります。
- 環境保全に取り組む市民活動団体の取組に関する広報活動の推進を行うなど、市民と市民活動団体をつなぐ仕組みづくりを検討する必要があります。
- 様々な環境課題に広域的に取り組むために、本市だけでなく周辺自治体と連携した取組を検討する必要があります。また、環境への取組を積極的に実施している自治体の事例調査を行い、本市に合った効果的な取組の導入に向けた検討をする必要があります。

第3章 本市の望ましい環境像

守谷市は、茨城県の南端に位置し、水と緑に恵まれたまちです。一方、東京都心から40キロメートル圏内という立地条件に加えて、平成17年にはつくばエクスプレスが開通したことにより都市化が進み、宅地開発とともに公園や街路、上下水道など都市基盤が整備され、特に下水道の普及率はほぼ100パーセントに達し、環境にやさしいまちづくりが行われています。

利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川とその周辺に広がる水田地帯や斜面林、社寺林などにより豊かで守谷らしい自然環境が形成されており、そこには湧水も多く、メダカやホタルなどを観察することができ、市民に親しみやすい身近な自然環境となっています。

しかしながら、豊かな自然にあふれた利根川河川敷などには、心ない人たちによって捨てられた粗大ごみが見られたり、農業就業者の高齢化や後継者不足に伴い増加した耕作放棄地が廃棄物の不法投棄場所となるような地域の問題が発生したりしています。このような環境問題に対する取組結果は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れてきます。

私たちは、健やかで快適な暮らしや文化だけでなく、先人からこの地に残された自然がもたらす多くの恵み、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの立場で協働し、地域や学校、職場などあらゆる場面において、環境への負荷の低減に努めなければなりません。行政においては、第三次守谷市総合計画のくらしの基盤という柱において、「環境にやさしい生活の創出」が環境分野における実現のための取組として定められているため、環境保全に関する取組を一層推進する必要があります。

さらに、環境保全を通じた、現在および将来の市民や国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すことも求められています。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、以下の〈守谷市が目指す望ましい環境像〉を掲げ、取組を進めていきます。

〈 守谷市が目指す望ましい環境像 〉

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

この地に残された自然がもたらす多くの恵みと、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいきます。

第4章 実現に向けた基本目標と方針

4-1 施策の展開方向

<守谷市が目指す望ましい環境像>を実現するために、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の分野について、守谷市の現状や課題から、5つの基本目標と9つの方針を設定し、環境施策を推進します。

4-2 計画の体系

【守谷市が目指す望ましい環境像】
豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

- 方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ
- 方針2 生物多様性の保全に取り組む

関連計画：第二次守谷市緑の基本計画

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

- 方針3 安心・快適な暮らしを守る
- 方針4 地域環境の保全に取り組む

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

- 方針5 循環型社会づくりを推進する

関連計画：守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

- 方針6 地球温暖化対策を推進する
- 方針7 気候変動への適応に取り組む
※「地域気候変動適応計画」の内容を含む

個別計画：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

- 方針8 環境教育・環境学習を推進する
- 方針9 環境意識の連携・活性化を進める

写真 or コラムを挿入予定

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

取組1	緑地や斜面林の保全と活用の推進	取組3	里山の保全と活用
取組2	公園や街路樹の整備及び適正管理	取組4	農地の保全と活用

方針2 生物多様性の保全に取り組む

取組1	エコロジカル・ネットワークの形成	取組3	希少生物の保護と保全
取組2	緑地の保全と活用	取組4	外来生物の侵入防止と根絶・抑制

方針3 安心・快適な暮らしを守る

取組1	生活マナーの向上と環境美化活動の推進	取組3	人と犬・猫が快適に共生する社会づくりに向けた取組の推進
取組2	空き家問題対策の推進		

方針4 地域環境の保全に取り組む

取組1	騒音・振動 悪臭対策の推進	取組3	化学物質の総合的なリスク対策
取組2	水質の監視観測	取組4	放射能に対するモニタリング調査の実施

方針5 循環型社会づくりを推進する

取組1	ごみ減量化の促進	取組4	資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
取組2	ごみ分別の取組促進	取組5	ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
取組3	食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進		

方針6 地球温暖化対策を推進する

取組1	再生可能エネルギーの導入推進	取組3	市(行政)の省エネルギー化に向けた率先行動の実施
取組2	省エネルギーの導入推進		

方針7 気候変動への適応に取り組む

取組1	土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施	取組3	自然環境や農業への影響に関する対策
取組2	健康被害への対策推進		

方針8 環境教育・環境学習を推進する

取組1	環境教育及び環境学習の推進	取組3	市内の良好な自然に関する情報の発信
取組2	自然観察・体験の場の機会提供		

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

取組1	市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信	取組3	事業者による環境配慮活動の促進
取組2	活動団体や環境ボランティア等への活動支援	取組4	近隣自治体等との連携



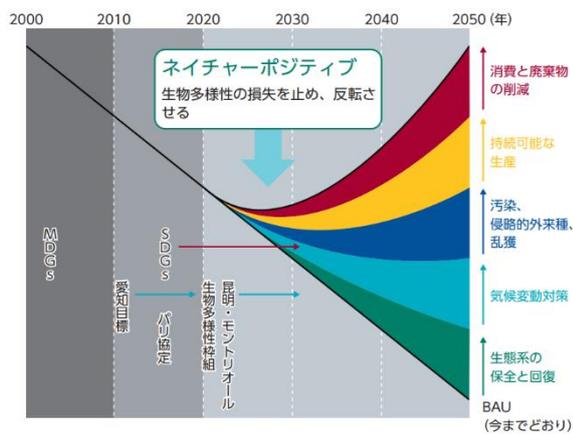
基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます (自然環境・生物多様性分野)

近年の社会情勢等

■ 生物多様性の損失

人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘されました。「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶという結果が示されています。

生物多様性国家戦略2023-2030では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、さらに、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進していくことを掲げています。



出典：令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

図 ネイチャーポジティブの概念図

コラム 30 by 30 目標

国では、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」を掲げ、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の設定・管理に取り組んでいます。

2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全することで、保護地域（国立公園等）の更なる拡充・管理、保護地域以外の場所（社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等）でOECMの認定により、下図のような効果が期待されます。

優れた自然環境を有する保護地域を核として、OECM等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりを確保することが重要です。



現状

- 都市化の進展や住宅地開発などにより、身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境が減少しています。
- 斜面林の放置などにより、市の花の山百合などの野草が見られなくなっています。
- 市内で特定外来生物であるアライグマ、セアカゴケグモ、カダヤシ、オオキンケイギク、オオフサモ等が確認され、また、キョンやナガエツルノゲイトウ等の侵入危険性もあり、生態系のみならず人間や農林水産業への影響が懸念されています。
- 農地や山林などの管理不良等により、里山を構成する野生生物の生息条件が悪化しています。
- 地域コミュニティの減少や高齢化により、地域の活力低下や耕作放棄地の増加が懸念されています。

課題

- 身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境を守るため、今ある自然環境を、引き続き管理・保全していくことが必要です。
- 農業の担い手の育成や、農地の集約化を行い、耕作放棄地の解消を図っていくことが必要です。
- グリーンインフラの考え方をさらに発展させ計画的なまちづくりへ活用するとともに、さまざまな手法の中から実現可能なものを抽出し、市の魅力向上につなげていくための検討が必要です。
- 里山環境が悪化し、生物の生息・生育環境としての森林等の機能が低下する恐れがあるため、その対策を検討することが必要です。
- ペットとして飼われていたアライグマ等が野生化し、在来種への影響などが指摘されているため、外来生物への対策や生物の侵入防止、根絶等に向けた取組の検討が必要です。

目標とする指標

No.	環境指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	一人あたり公園・緑地面積	15.68 m ² /人	18 m ² /人
2	自然環境に満足している市民の割合※ ¹	83.5%	85%以上
3	耕作放棄地面積	38.4 ha	29.6 ha
4	農地の集積率	55.57%	60.0%
5	公園等里親事業における参加団体数	71 団体	継続実施

※1 まちづくり市民アンケート（令和6年度実施分）より「問23 自然環境に満足している」と回答した割合

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

方針1における取組の方向性

貴重な自然環境である利根川、鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林などの緑地の管理・保全を行うとともに、都市の自然環境の保全等によるグリーンインフラの推進や、生物多様性に配慮した緑地の確保に向けたグリーントラスト制度の検討を、市民、市民活動団体、事業者等の協働により総合的・計画的に進めます。

また、耕作放棄地の増加防止や、有効活用を行うために、新たな農業担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化促進などを検討していきます。

市（行政）の取組

取組1 緑地や斜面林の保全と活用の推進

- 持続的な緑として斜面林、平地林、屋敷林、社寺林の保全を推進し、水源のかん養に効果を発揮する斜面林などの保全にも努めます。
- 斜面林を中心とした保存樹木や保存緑地等の保全整備制度を推進します。
- 守谷の原風景である「守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯」など、有機的な動植物連鎖のあるビオトープの維持・保全を推進します。
- 市が所有する緑地等について、市民の交流や学習活動を育む都市環境として活用することを検討します。

取組2 公園や街路樹等の整備及び適正管理

- 身近な緑である公園、まち並みを演出する街路樹や緑地などの緑の保全・活用及び整備を図ります。
- 公園等里親事業をはじめとした市民との協働による公園づくりや、市民主体の緑化活動を継続して支援し、都市の自然環境保全に向けた取組を推進します。

取組3 里山の保全と活用

- 多様な主体が参加・協働する取組が自発的に進められるよう、協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備を検討します。
- 里山保全のための地域の自発的取組を促す機材の助成や人材の発掘、誘致及び育成等の支援体制の強化を図ります。

取組4 農地の保全と活用

- 自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする意欲ある認定農業者や今後認定を受けようとする農業者に対して就農相談等の支援を行い、若手農業者の確保や農業の担い手育成に取り組みます。
- 「守谷生まれの食品推進事業」と連携した地元農産物のPRにより、地産地消を推進していくとともに、農業を切り口とした地域資源を生かす取組を支援します。

- 耕作放棄地解消のために、新たな農業の担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化の促進、農業経営企業誘致の検討など、農地の有効活用を進めます。
- 生態系に脅威を与えたり、農産物や生活環境に被害を及ぼす可能性のある、有害鳥獣についての対策を検討します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆土地所有者は緑の保全整備事業に協力するなど、農地、山林などの保全に努める。
- ◆地域の公園などの維持管理活動に積極的に参加し、みどりに親しむ時間を増やす。
- ◆家庭でのプランター菜園やグリーンカーテンなどの、身近なみどりを創出する。
- ◆地元産の新鮮な農産物を優先的に購入し、地域の農業を応援する。



- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆事業所敷地内の緑化に取り組む。
- ◆開発等を行う際には、自然環境の保全・創造に十分配慮する。
- ◆地元の農産物を提供するなど、地産地消を取り入れ、地元の農業を応援する。

コラム 「市民活動と環境保全」

守谷城址から野鳥のみち周辺はまとまった緑地が残され、市民ボランティア等により自然と触れ合える環境として整備され、オオタカなど野鳥を観察することができます

市の花である「やまゆり」は、かつては市内の至る所にはありましたが、現在では自生地が少なくなりました。

しかし「やまゆり公園」では、市民団体による実生からの育成管理などにより広域的に群落を形成していたり、また、同地地区の斜面林では、消滅が危惧されたやまゆりが森林ボランティアによる間伐管理の結果、日照条件が改善し復活したりしています。

都市開発でかろうじて残された湧水や小川周辺でも、市民による適正管理が行われている場所では蛍を観察することもできます。

守谷での大規模な開発は一段落しましたが、残された自然を守り未来につなぐために、市民団体の役割はますます大きくなっていくと考えられます。



方針2 生物多様性の保全に取り組む

方針2における取組の方向性

私たちは、生物の多様性の恩恵を受けて生活していますが、人間活動の発展と拡大が地球規模での生物多様性の減少を招いています。生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量の確保に加え、動植物の生息・生育環境を改善するなど、緑地の質の向上を図り、里山の環境を維持していく必要があるため、その対策を推進していきます。

外来生物への対策においても、有識者や市民団体等と協力して、本市の自然生態系を把握するため調査方法を検討するとともに、緊急に対処が必要な生物の侵入防止や根絶等に向けた取組を関係機関と連携して進めていきます。

また、守谷市のもつ地域資源を持続的に活用し、さらに地域の協力で自然を守り育て、様々な市民団体などと連携しながら、本市の生物多様性の保全を推進していきます。

市（行政）の取組

取組1 エコロジカル・ネットワークの形成

- 優れた自然条件を有する守谷野鳥のみちや稲戸井調節池、守谷市役所周辺、その他農地などを、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を河川や緑道などの生態的回廊（コリドー）で相互連結させ、多様性のある緑をつなぐエコロジカル・ネットワークを形成します。

取組2 緑地の保全と活用

- 生物多様性を持続的に確保するため、多様な生物の生息地となる緑の保全を推進し、質の向上を図り、多様な生物が生息・生育可能な緑の確保を図ります。
- エコロジカル・ネットワーク形成に向け、生態的回廊（コリドー）として活用可能な緑地の保全及び活用を図ります。

取組3 希少生物の保護と保全

- 希少生物の保全は生物多様性地域戦略において重要な課題であるため、絶滅の恐れがある野生生物の生育状況について、環境省版レッドリストに対応した『茨城県版レッドリスト』を活用し、市民や事業者などへ周知を図るとともに、絶滅のおそれのある野生生物の保全の重要性を啓発します。
- 希少生物の保全のための研究や活動について支援します。

取組4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

- 外来生物の侵入は、生態系や在来生物のみならず人間や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすため、外来生物に関する意識啓発を図り、外来生物の侵入防止と根絶・抑制を行います。
- 外来種による被害を防止するための被害予防の三原則を引き続き啓発し、在来生物を守り、生物多様性を維持します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆自然観察会に参加するなど、地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、外来種の取り扱いに十分注意する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。



- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援する。
- ◆土地開発の際は、生物多様性の保全・創造に十分配慮する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

コラム 市民参加による自然調査

平成4年から5か年にわたって、市全域の自然調査(植物・昆虫・鳥類の3分野)が行われ、「もりやの自然誌」がまとめられました。

この調査の最大の特徴は、各分野の専門家に加えて、市民ボランティアを公募し調査を実施したことです。そのため、調査は限られた地域・期間にとどまらず、広域での植生精密調査や、移動する昆虫・鳥類の同時多数地点、長期間にわたる調査を行うことが可能となりました。

この調査活動を通じて市民の環境意識が向上した結果、里山保全など多くのボランティア活動が自然発生し、それが、現在の守谷の豊かな自然につながっていくこととなります。



コラム 守谷市の特定外来生物「アライグマ」・有害鳥獣「イノシシ」

特定外来生物のひとつに「アライグマ」がいます。アライグマは、主に昭和50年代にペットとして輸入されたものが野生化し、近年では農作物への被害や建物内への侵入など、わたしたちの身近な生活に大きな影響を与えています。

市では、「アライグマ」の防除対策を進めています。猟友会の協力により結成された「鳥獣被害対策実施隊」(以下「実施隊」)が、積極的な捕獲活動に取り組んでおり、市から市民の方にアライグマ捕獲用の檻の貸し出しも行っています。

実施隊では、外来生物以外にも、鳥獣被害防止計画に基づき「イノシシ」などの有害鳥獣の捕獲を行っており、農作物被害の軽減と良好な生活環境の維持に努めています。





基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

(生活環境分野)

近年の社会情勢等

■ PFAS等の化学物質対策

有機フッ素化合物であるPFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）は、人体へのコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。そのうち、PFOS及びPFOAについては、2024年6月に内閣府食品安全委員会がまとめた「有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価書」や水道におけるPFOS及びPFOAに関する全国調査結果等が公表されています。

また、PFASと健康影響の関連性を明らかにするために「PFASに関する総合研究」が実施されるなど最新の科学的知見に基づき、専門家による検討が進められています。

■ 動物の愛護及び適正な管理

国では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、ペットショップ等の事業者に対する規制を行うとともに、動物の飼養に関する幅広い普及啓発を展開することで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

また、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」をテーマに、動物愛護週間中央行事としてシンポジウムや、関係者による屋外ブース出展といった「どうぶつ愛護フェスティバル」を開催したほか、多くの関係行政機関等においても様々な行事が実施されました。

他には、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）の内容について、普及啓発を行い、飼い主への正しいペットフードの扱い方に関する知識の普及やペットフードの安全性の確保を図りました。

現状

- 幹線道路沿いや公園などで、ごみや空き缶、たばこの吸殻が散乱している状況が見られます。
- 環境美化の重要性など環境に対する意識を啓発するために、市民との協働による清掃・美化活動を定期的に行っています。
- 昭和56年（1981年）以降に建築数が著しく増加したため、今後老朽建築物が急増し、空き家が増加することが予想されています。
- 市内の大気、騒音、振動は、概ね環境基準を満たしていますが、河川等水質、地下水質は、年度や測定地点により環境基準を上回る測定結果が出ています。
- 東日本大震災発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が守谷市に降下しましたが、市内の幼児施設、学校、公園等における放射線量の測定値は国の示す基準である毎時0.23マイクロシーベルトを大幅に下回る値で安定してきました。

課題

- 幹線道路沿いや公園利用に関するマナー向上を推進する取組を重点的に実施する必要があります。
- 環境美化活動については、多くの市民が参加することを促し、活動における情報発信をより積極的に行う必要があります。
- 中古住宅の活用や、管理不全空家への対応強化など、空家の活用と適切な管理を進めるために、空家の実態把握調査や、空家利活用の方針明確化に努める必要があります。
- 市内の大気、騒音・振動、河川等水質、地下水質について継続的なモニタリングを行い、数値基準を上回る場合には、環境基準を満たすように環境改善に取り組むことが求められます。
- 放射線量の測定値は大部分で国の示す基準を下回る値で安定していますが、監視を引き続き行っていく必要があります。

目標とする指標

No.	環境指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	77.4%※ ¹	80%以上
2	公害苦情受付件数	153件	129件以下
3	要請限度超過件数(自動車騒音、振動調査)	0件※ ²	0件
4	狂犬病注射接種率	84.8%	85%以上

※1 まちづくり市民アンケート(令和6年度実施分)より「問22 生活環境が良好に保たれている」と回答した割合

※2 令和6年度版守谷市環境報告書 令和5年度の状況より

コラム 守谷市で行われている「清掃活動」

守谷市では、環境美化を目的としたボランティア団体を中心に、市民の方や町内会、企業などと協働で市内の清掃活動を実施しています。

環境美化活動

- ・活動日 6月、9月、12月の第1日曜日
- ・内容 自治会・町内会を中心とした地域の方々と、道路や公園等のごみ収集を行います。市が管理している公園の樹木剪定、道路清掃(路肩等の土砂撤去や簡単な除草作業等)を行っていただいている自治会・町内会もあります。



その他にも、自主的に清掃活動を行ってくださる団体があります！

もりやをきれいにしよう会

「守谷がさらに住みやすい街になるように、不法投棄される場所を減らしたい」という思いから、市内の交差点や高速道路の側道、公園等のごみ拾いを行っています。

- ・活動日 原則毎月第1土曜日※夏季冬季除く
- ・活動場所 不法投棄が多い市内数ヶ所
(広報もりやに掲載 ※実施月の前月号)



守谷駅前クリーンズ

守谷駅前を市民自身できれいにし、守谷を訪れた方々を歓迎する気持ちを表すとともに、市民及び守谷駅を利用する方々のポイ捨て防止や環境美化に対する意識の向上を目的として、活動しています。

- ・活動日 毎月第3日曜日
- ・活動場所 守谷駅周辺



方針3 安心・快適な暮らしを守る

方針3における取組の方向性

つくばエクスプレスの開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加傾向が続いており、生活環境が変化しています。今後は、環境に配慮した生活や社会活動の推進とともに、潤いと安らぎのある都市空間を維持・向上させ、自然環境と調和した快適な生活が送れる取組を進めていきます。

放置された空き家は、防犯上のリスクが高まるだけでなく、周辺地域に対する生活環境の悪化を招く恐れがあるため、空き家の適正管理や有効活用を検討していきます。

また、犬や猫の飼育については、ルールやマナーの周知啓発を行うことで、周囲の人に迷惑をかけることなく、ペットと快適に暮らせる環境づくりに取り組みます。

そのほか、近年に予定されている、東京ヤクルトスワローズ2軍球場の開業、守谷スマートインターチェンジの供用開始、都市軸道路利根川橋梁の建設等により、市外からの流入人口の増加が見込まれ、それに伴って、稲戸井調節池や河川敷への不法投棄事案の増加が懸念されています。

市（行政）の取組

取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進

- 生活マナーの向上や環境美化活動への参加を促すための広報・周知活動をします。
- 関係機関と連携して、ごみの不法投棄防止のためのパトロールの強化や、啓発活動を行います。

取組2 空き家問題対策の推進

- 空家の所有者のみならず市民に広く空家問題を周知することで、空家発生の予防・抑制を目指すと同時に、空家等の利活用促進のために、空家バンクの認知度の向上を図ります。
- 管理が不全な空家は、周辺環境にも様々な悪影響を及ぼすこととなるため、所有者等に適正管理に対する意識の向上を図るための働きかけを行い、管理不全空家等の解消に努めます。

取組3 人と犬・猫が快適に共生する社会づくりに向けた取組の推進

- 法律で義務付けられている飼い犬の登録や狂犬病予防接種の徹底について、市ホームページや広報もりや、SNS等を活用し情報を周知します。また、アニマルウェルフェア（動物福祉）の観点から、動物がより良い状態となるよう取り組み、ペットの飼育のルールやマナーの遵守についても啓発していきます。
- 地域で暮らしている飼い主のいない猫との共生（地域猫活動）を目指し、周辺的生活環境被害や飼い主のいない子猫の発生を防止するために、守谷市動物愛護協議会と連携し、野良猫の繁殖制限を目的としたTNR活動を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守る。
- ◆日常生活の中で発生する悪臭や騒音・振動などについて近隣への配慮を心がける。
- ◆自分が住んでいる地域の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆快適な生活環境を守るため、住居や所有地を適正に管理する。
- ◆地域住民に迷惑をかけないように責任をもってペットと暮らす。散歩時は、排泄物の処理を忘れずに行う。
- ◆ペットを飼うときは最後まで責任をもって飼養する。



- ◆事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆不法投棄の監視に協力し、発見したら関係機関にすぐに通報する。
- ◆事業所の建物や看板は、周辺の景観に配慮したものにす。
- ◆快適な生活環境を守るため、建物や所有地を適正に管理する。

コラム 「TNR活動」

守谷市動物愛護協議会では、市内における飼い主のいない猫の不妊去勢手術を進めるため、手術費用に対する助成を行っています。

「野良猫が増えて困る、糞尿被害に困っている、子猫を保護してほしい」など、飼い主のいない猫についての相談が寄せられますが、全てに対応することは難しい状況です。さらに、猫は繁殖力が非常に強く、子猫も殺処分の対象となってしまうことがあります。

このような問題への対応策として、守谷市動物愛護協議会では、野良猫の繁殖制限を目的としたTNR活動を推進しています。

TNR活動とは？

猫を捕まえ（Trap）、不妊去勢手術をし（Neuter）、元の場所へ戻す（Return）ことにより、殺処分をすることなく自然に野良猫の頭数を減少させ、トラブルを未然に防ぐ、人にも猫にも優しい方法による活動です。

★未手術の猫と区別するために、手術の際に片方の耳先をカットします。カットした耳の形が桜の花びらに似ているため、「さくら猫」と呼ばれます。（右写真参照）



※詳細や注意点につきましては、守谷市ホームページをご確認ください。

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi_tetsuzuki/pet_doubutsu/1002119/1002126.html

方針4 地域環境の保全に取り組む

方針4における取組の方向性

騒音・振動、悪臭、水質及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には必要な対応を速やかに行うことで、市民の健康を守り、良好な生活環境を保全します。また、環境汚染だけでなく健康被害も引き起こす有害物質についても情報収集を行い、適切な情報発信ができるような啓発を行います。

測定結果を市ホームページ等で公開し市民に分かりやすい形で情報提供や注意喚起を行います。また、市民に対して放射線量計の貸出を実施することで、市民の安心感の確保に努めます。

市（行政）の取組

取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進

- 工場・事業場に係る「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制が適切に行われるように、県や関係機関と連携し、呼びかけや対策を検討します。
- 自動車騒音については、主要幹線道路沿いにおいて常時監視を行うとともに、自動車利用のマナー向上に向けた普及啓発を行います。
- 不正改造車やオートバイの爆音走行による騒音を防止するため、関係機関と連携し、対策を検討します。

取組2 水質の監視観測

- 河川等の公共用水域における水質の汚濁状況及び地下水質調査、地下水放射性物質調査、農業用水路・河川水質調査を継続して実施していきます。
- 事業活動に伴う適正な排水処理への呼びかけや水質汚染の防止に取り組めます。

取組3 化学物質の総合的なリスク対策

- 県が実施している取組と連携し、化学物質による環境リスクを低減するための、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進します。
- 近年注目が高まっているPFAS等の有害な化学物質について、情報収集に努め、適切な情報発信を行うなど、市民の不安軽減につながる広報・啓発を行います。

取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施

- 原子力規制委員会が設置する守谷中央図書館敷地内のモニタリングポストで継続的に測定される空間放射線量を、県と連携して監視していきます。
- プロムナード水路の放射線を3箇所年2回測定し、その結果を情報公開していきます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆騒音・振動・悪臭などにより、近隣への影響を及ぼさないよう気をつける。
- ◆エコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆日常生活において食べ残しや廃油をそのまま排水口に流さず、合成洗剤も必要以上に使わないようにする。
- ◆化学物質や放射性物質に関する正しい知識を身につける。



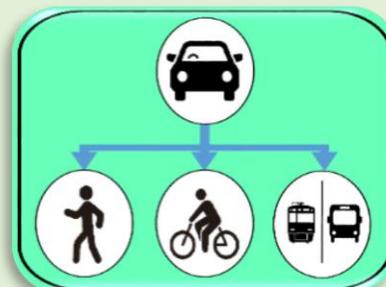
- ◆事業活動から生じる騒音・振動の低減や悪臭の発生防止に努め、関係法令を守る。
- ◆法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制する。
- ◆事業所でエコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆農薬や除草剤、化学肥料の使用量を少なくする。

コラム 「市内一斉ノーマイカーウィーク」

守谷市では、平成22年度から、地球温暖化防止を目的とした「市内一斉ノーマイカーウィーク（マイカーでの通勤を自粛する週）」を実施しています。実施期間中、自家用車の代わりに、公共交通・徒歩・自転車などを利用することで、市民・事業所・行政が一体となって、「環境にやさしいまち」を目指す取り組みを行っています。（実施期間中、2日以上、自家用車の利用自粛へのご協力をお願いしています。）

★参加するメリット★

- ・二酸化炭素の排出量を削減して地球環境の保全に貢献！
- ・徒歩や自転車で移動して健康習慣が身につく！
- ・自転車や徒歩の場合は、ガソリン代が節約できる！
- ・交通渋滞を減らして誰もが暮らしやすいまちを実現！



【近年の取組状況（令和6年度までの状況）】

■事業所

	事業所数	実施者数
平成30年度	11事業所	39人
令和元年度	11事業所	42人
令和5年度	6事業所	26人
令和6年度	10事業所	18人

■市役所職員

	対象者数	実施者数
平成30年度	353人	189人
令和元年度	373人	151人
令和5年度	338人	122人
令和6年度	634人	164人

※市役所職員の対象者数について、令和6年度から会計年度任用職員を含めて実施しました。
 ※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

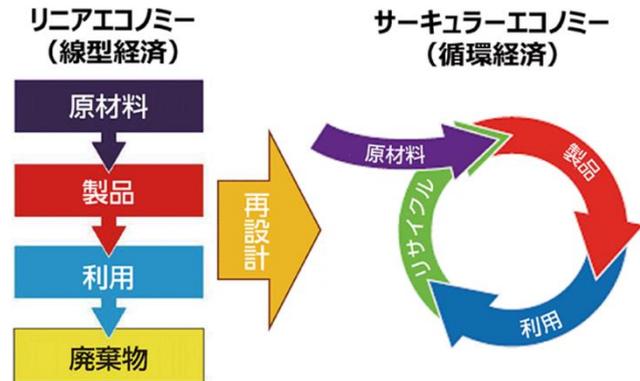


基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します (資源循環・廃棄物分野)

近年の社会情勢等

■ 循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた取組

世界の状況に目を向けると、欧州連合（EU）が2015年12月に「サーキュラーエコノミー・パッケージ」を公表し、その中で循環経済の概念を打ち出しました。循環経済とは、「資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システム」とされ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するシステムの形成が求められています。



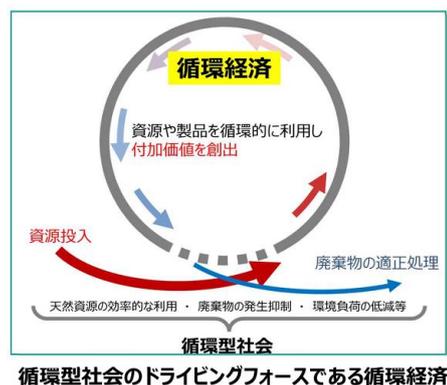
出典：環境省

■ プラスチックごみの削減

プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されている一方で、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。2022年に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する条約の策定に向けた委員会を立ち上げる決議が採択されました。EU（欧州連合）では、2021年に非リサイクル性プラスチックに対する課税の方針を立ち上げたほか、2030年までにすべての包材を再利用やリサイクル可能とすることを目指しています。

■ 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次計画の改定の背景及びポイントとしては、①循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進 ②循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行による気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現 ③将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現があります。この①～③の認識のもと、今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として計画が策定されました。



出典：環境省

図 循環型社会形成のドライビングフォースのイメージ

現状

- 令和5年度における家庭ごみの排出量は15,067トンとなっており、減少傾向となっています。また、1人1日当たり排出量も令和2年度以降大幅に減少し、令和5年度では585g/人・日となっています。
- 資源物の分別の不徹底や、紙類やビン類などの素材そのものの生産量が減少しているため、本市の資源化率は平成24年度以降減少傾向となっており、令和5年度の資源物（集団回収、行政回収）の資源化率は17.5%となっています。
- 生ごみについて、平成20年度から食品リサイクル堆肥化事業を推進し、堆肥化施設への搬入量が増加しましたが、近年は横ばい傾向となっています。
- 近年、リチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、機材そのものへの被害に加え、処理が滞ることによる社会的影響の発生や、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。

課題

- ごみの総排出量については、令和元年度以降1人1日当たり排出量が増加傾向となっているため、市民や事業者の自主的なごみ減量の活動を進めるとともに、市民・事業者・行政が連携して取り組むことが必要です。
- ごみ分別によってごみの減量化やリサイクルが進んでいることを理解してもらうため、情報発信による啓発が求められます。
- 食品リサイクル堆肥化事業を活発化させ、参加者を増やすためのPR活動が求められます。
- リチウムイオン電池がどのような製品に使用されているか品目を具体的に示し、住民へ十分な周知を行うことが求められます。また、火災事故の原因となり、自治体のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性に合わせて、発火危険性についても注意喚起を行う取組が求められます。

目標とする指標

No.	環境指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	1人1日当たりのごみ排出量	730 g/人日	650 g/人日
2	生ごみ堆肥化事業参加世帯数	5,747 世帯	6,096 世帯
3	リサイクル率	16.3%	20%以上

コラム 常総環境センターで火災事故が発生（令和6年12月）

令和6年12月9日に常総環境センターで火災が発生しました。

この施設は、守谷市、常総市、取手市、つくばみらい市の4市で共同運営しているものです。

火災事故報告書によると、原因の特定はされていませんが、燃え方や、過去に同様のケースがあったことを踏まえると、不燃ごみの処理中にリチウムイオン電池が破碎されたことによる発火が推察されています。この事故で作業員1名が火災による煙を吸い込み救急車で搬送されましたが、幸いなことに健康に異常はありませんでした。

この火災による不燃ごみ処理設備の焼損によって、令和7年9月現在も不燃ごみを処理することができていません。

今後の見通しについては、復旧時期が令和9年9月、復旧工事や外部搬出にかかる経費は約60億円で、そこから保険適用分を除いた約40億円が実質的な負担額と見込まれています。

ごみは普段の生活からとどまることなく出てきます。常総環境センターに集められた不燃ごみは、自前で処理することができないため、県外の民間廃棄物処理施設に運び込んで処理をお願いしています。そのためには多額の委託費用が必要となり、それが長期間に及ぶこととなります。

そこで常総環境センターでは、火災事故防止と外部搬出量を減らすため、令和7年4月から不燃ごみの出し方を変更し、「金属類、割れ物」と「ビニール、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類」に細分化して収集を行っています。

循環型社会の構築のためには、私たちにできることを、日々の暮らしの中で、意識して行動することが大切です。



方針5 循環型社会づくりを推進する

方針5における取組の方向性

「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、5Rに取組み、持続可能な循環型社会の形成を促し、ごみの減量化を推進します。

また、再生利用が可能な資源物についても、分別の指導や周知を行い、集団回収の支援、生ごみの堆肥化等にも引き続き取り組み、さらなる資源化を進めます。

廃棄物の適正処理を徹底するために、不適切処理への対応強化や不法投棄対策、有害廃棄物対策を推進します。

市（行政）の取組

取組1 ごみ減量化の促進

- ごみの減量化につながる取組等について、市ホームページや広報もりや、パンフレットだけでなく、SNS等を活用し、分かりやすい内容で周知・啓発を行います。
- マイバッグ、マイボトルやマイカップ（自分の水筒、タンブラー、コップ等）に関する取組を促進し、ごみの排出抑制を図ります。
- ごみ減量化を進めるため、再生利用が可能な資源物の種類の拡大を検討します。

取組2 ごみ分別の取組促進

- ごみの適正処理に関する意識の醸成を図ることを目的に、常総環境センターの工場見学をはじめ、環境学習講座や出前講座等を実施します。
- 本市に転入してきた方、一人暮らしを始める方などを対象とした、ごみの分別方法が分かる動画を活用するなど、効果的な周知啓発について検討します。
- 適切な分別方法を検索できるごみ分別アプリなどの活用を検討します。

取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

- 食品ロスの削減に向け、茨城県や関係省庁と連携しながら、適切な買い物の仕方や食べ残し削減等についての行動を周知啓発します。
- 社会福祉協議会と連携し、市内に設置されている「きずなBOX（食品収集箱）」に関する情報を広報するなど、取組の支援を行います。

取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発

- ごみの資源化を推進するための情報発信や啓発活動を継続して行います。
- 資源物を適切に分別する動画を活用した周知啓発について検討します。

取組5 5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進

○地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成・確保、様々な場での教育や関連機関との連携を促進するための施策を検討します。

○個人の意識を高め、問題意識を持てるような情報発信の方法や、実際の行動に移せるような仕組みづくりを進める施策の検討を行います。また、その際に、新しい技術やサービスを活用しながら、若者世代における新たな生活様式の変化を踏まえた検討を行います。

市民・事業者が取り組めること



- ◆生ごみは水分をよく切り、ごみの減量化に努める。
- ◆ペットボトル、びん、かん、紙などをしっかり分別し、資源として再利用する。
- ◆計画的に買い物をしたり、調理を工夫して食品ロスの削減に努める。
- ◆過剰包装商品を避け、詰替え商品やエコマーク商品など環境保全に取り組んでいる商品を優先的に選ぶ。
- ◆マイバッグやマイ箸、マイカップ、マイボトルなど繰り返し使えるものを使う。



- ◆マイバッグの呼びかけと合わせて、商品の簡易包装に努める。
- ◆食品ロスを出さない調理やメニューの提供、食品の量り売りに取り組む。
- ◆ペーパーレス化などにより、省資源化に取り組む。
- ◆原材料やサービスなどを調達する際は、環境負荷の小さいものを優先的に選択する。
- ◆資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売やリサイクル製品の積極的な使用に努める。

コラム 常総環境センターの工場見学に行ってみよう

常総環境センターでは、市民の皆さんに、ごみの分別方法や収集された後のごみ処理の流れなどについて知ってもらうために、工場見学を無料で実施しています。

小学生の校外学習はもちろんのこと、町内会、婦人会などからの申し込みも多くなっています。

守谷市に転入したばかりで、分別の方法についてもっと知りたいという方にもおすすめです。

申し込み方法については、常総環境センターの公式ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.jyouso-koiki.or.jp/kankyo/kengaku.html>





基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します (脱炭素社会・地球環境分野)

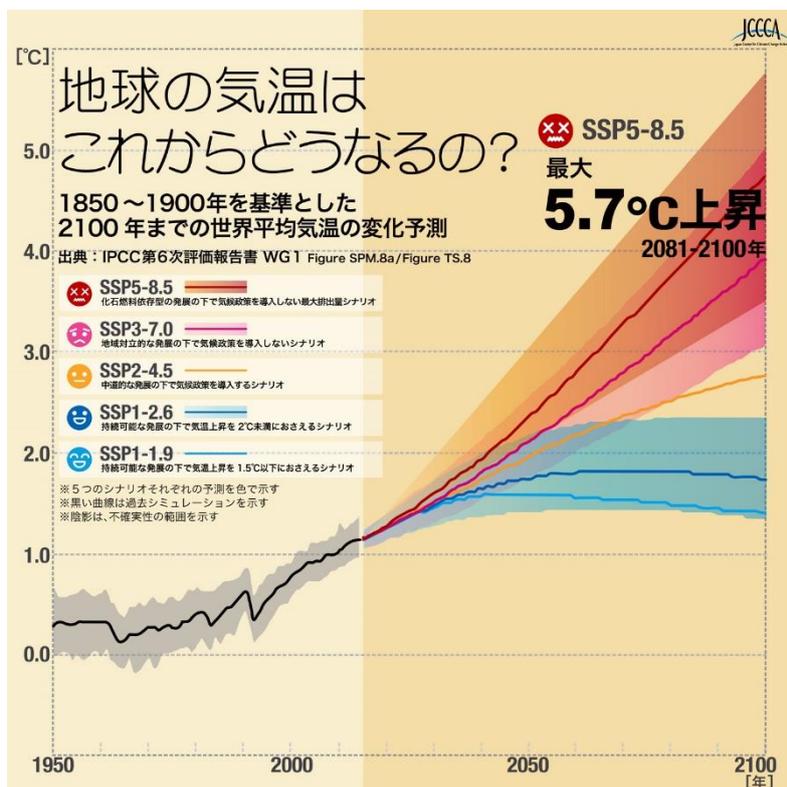
近年の社会情勢等

■地球温暖化の現状

2024年の世界の年平均気温は、観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況です。日本においても、2024年は史上最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の収量及び品質の低下、熱中症のリスク増加等、気候変動の影響が全国各地で現れています。

気候変動による深刻な影響に対し、平成27(2015)年のCOP21(国連気候変動枠組み条約第21回締結国会議)において、①世界の平均気温上昇を工業化以前から2℃以内に抑えるという「2℃目標」、さらに努力目標としては「1.5℃目標」を設定し、②すべての国が削減計画を5年ごとに提出することを義務付け、③各国の実施状況についてレビューを行い、④5年ごとに世界全体での実施状況を検討する「パリ協定」が採択されました。

気候変動問題に関わる、科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行う専門家で構成されるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が令和3(2021)年8月に発表した「IPCC第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、今世紀末までに3.3~5.7℃の上昇(SSPD-8.5)が予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

■ゼロカーボンに向けた動き

国は令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、翌年には、2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（2013年比）することを宣言しました。

令和元（2019）年12月から環境省は、「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることをめざす」という目標の表明を自治体に呼び掛け、本市を含む1,182自治体がゼロカーボンシティを宣言・表明しています。

さらなる具体的な取組を促すために、公共交通維持確保や生物多様性保全等の地域課題解決や脱炭素先行地域の取組を波及させるための地元人材育成や住民等の行動変容、地域間連携といった観点から地域特性に応じて脱炭素に向けた取組が進められています。

■再生可能エネルギーの拡大

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

国では再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしており、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を令和5（2023）年度の約22.9%から令和22（2040）年度までに4～5割程度まで引き上げるとしています。

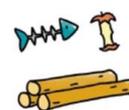
太陽光発電

日光がよく当たる場所などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電します。



バイオマス発電

木くずなどの生物の資源（バイオマス）を使って発電します。



風力発電

風が風車を回す力で発電します。海の上で行う海上風力発電もあります。



はいきぶつ 廃棄物エネルギー

はいきぶつ 廃棄物を利用して発電します。発電の時に出る熱も利用します。



出典：環境省「こども環境白書 2019」

■気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化

気象庁の報告によれば、2024年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではありますが史上初めて1.5℃を超えたことを発表しました。

日本においては、夏（6～8月）の平均気温平年差は東日本で+1.7℃となり、1946年の統計開始以降、夏として東日本では1位タイの高温となりました。また、夏の降水量は、6～7月の梅雨前線と8月の台風第10号などの影響を受けた東日本太平洋側でかなり多くなりました。台風第10号は、非常に強い勢力で奄美地方、九州南部に上陸した後、西日本を横断しました。日本付近での台風の動きが遅かったため、台風本体の雨雲や暖かく湿った空気の影響が長く続き、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。

【全国51地点平均】日降水量100mm以上の年間日数

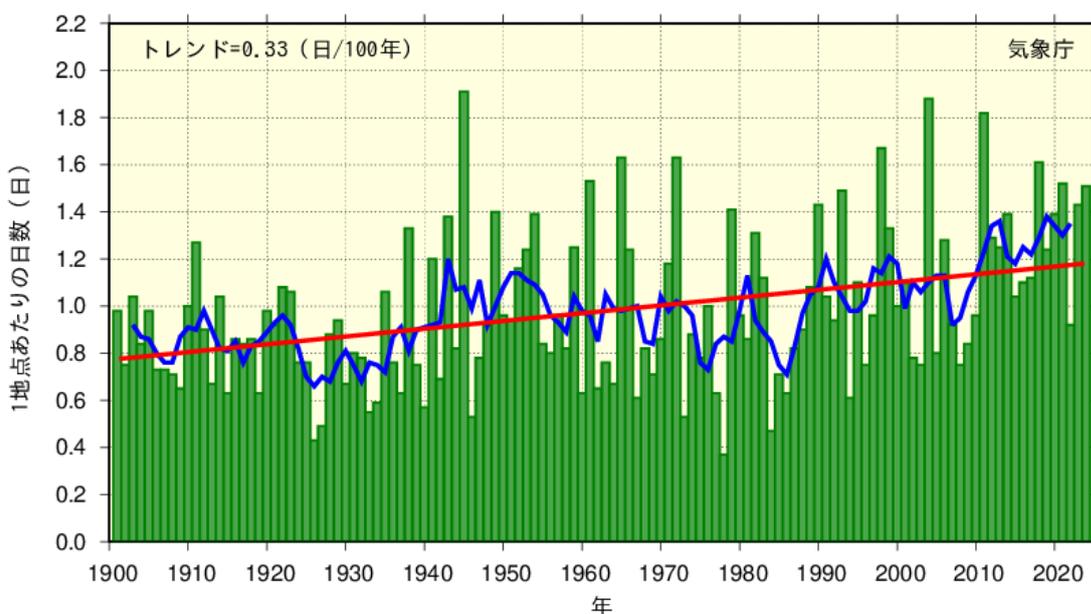


図 日降水量100mm以上の年間日数の経年変化（1901～2024年）

棒グラフ（緑）：各年の年間日数（全国51の観測地点による各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割って1地点当たりの年間日数に換算した値）

折れ線（青）：5年移動平均値

直線（赤）：長期変化傾向を示す

出典：気象庁「日本の気候変動2025」

現状

- 本市においては、令和2（2020）年に関東甲地域の公共団体と民間事業者で構成された「廃棄物と環境を考える協議会」と共同でゼロカーボンシティを表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での2030年度の温室効果ガス削減目標は、約43.1万t-CO₂（2013年度比47%削減）ですが、本市における令和4（2022）年度の二酸化炭素排出量は、63.0万t-CO₂でした。
- 熱中症による救急搬送人員数は全国的にも増えています。茨城県の熱中症による救急搬送状況の推移（令和2年から令和6年）をみると、増加傾向となっており令和6年の救急搬送人員数は1,989人となっています。

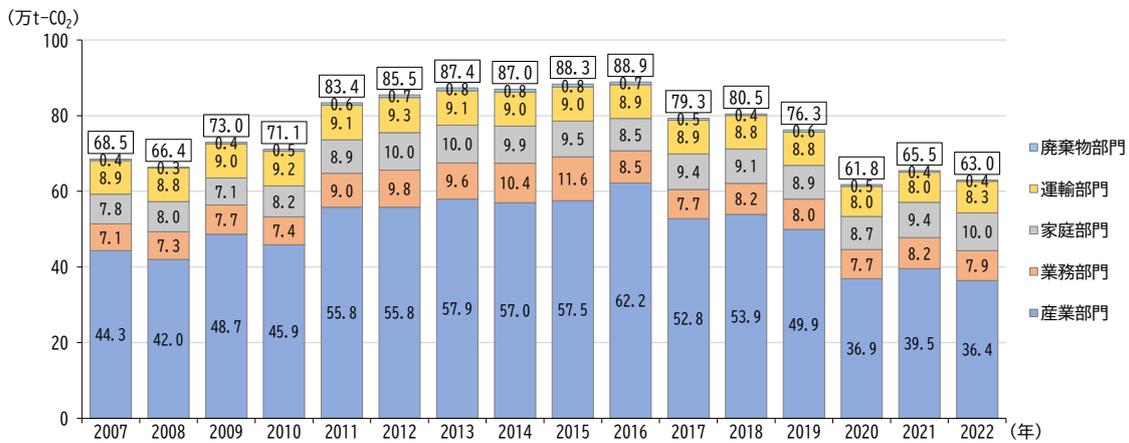


図 守谷市の部門別CO₂排出量の現況推計

出典：環境省

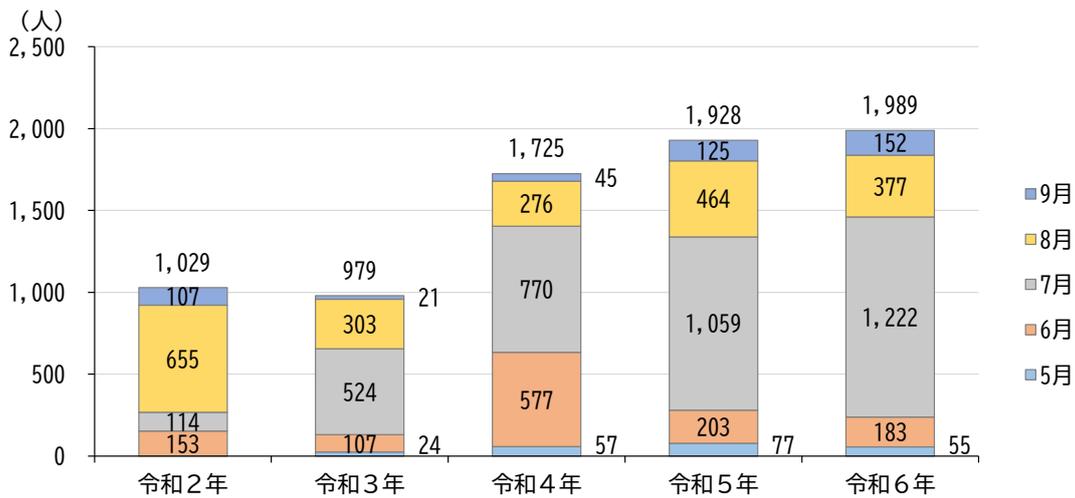


図 令和2年～令和6年熱中症による救急搬送状況（茨城県）

出典：総務省消防庁

課題

- 守谷市は、環境省が整理している再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」によると、太陽光発電の導入ポテンシャルが高いため、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入目標を設定していますが、さらなる脱炭素化に向けてクリーンエネルギーの検討を進める必要があります。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での2030年度の温室効果ガス削減目標は、約43.1万t-CO₂（2013年度比47%削減）、さらに2050年までに二酸化炭素排出量の実質排出量ゼロに向けて更なる取組が求められています。
- 気候変動による健康影響は、熱中症などの暑熱環境による健康被害、集中豪雨などの自然災害による人的被害、水や食物、蚊などの媒介による感染症の増加などがあり、「地球の健康」と「人の健康」を相互に捉え、「プラネタリー・ヘルス」の視点から地球環境問題に取り組むことが求められます。

目標とする指標

No.	環境指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	守谷市の二酸化炭素排出量	63.0万t-CO ₂ ※1	30.6万t-CO ₂
2	市が行う事務事業によって排出される温室効果ガスの総排出量	6,740t-CO ₂ ※2	2,862t-CO ₂
3	クーリングシェルター協力施設数	52施設	増加

※1 環境省「部門別CO₂排出量の現況推計（2022（令和4）年度）」の数値

※2 守谷市環境報告書（令和6年度版）における令和5年度実績値

コラム デコ活

デコ活とは、地球温暖化対策として、暮らしを豊かにしながら、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者(生活者)の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すため、2022年10月に開始しました。

夏の暑さや冬の寒さを我慢してまで節電や省エネなどに無理して取り組むのではなく、環境にやさしい商品やサービスをうまく生活に取り入れることで、脱炭素なのに快適で健康な生活を実現することが大切です。

出典：デコ活 ウェブサイト



方針6 地球温暖化対策を推進する

方針6における取組の方向性

ゼロカーボンシティを実現するためには、市民・事業者・市（行政）が省エネや再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民・事業者との協力・連携に留意しつつ、公共施設等の管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を行うとともに、徹底した省エネルギーの推進を図るなど、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策を推進します。

市（行政）の取組

取組1 市民や事業者に対する再生可能エネルギーの導入促進

- 自家消費型の太陽光発電（蓄電池も含む）の導入を促進します。
- 小売電気事業者から購入する電力についても、再生可能エネルギー由来電力等のCO₂排出係数の少ない電力利用を促進します。
- 遊休地等を利活用した太陽光発電の導入を促進します。

取組2 省エネルギー技術の導入促進

- 省エネルギー技術やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の積極的な導入を促進します。
- 建物を新築・改修する際は断熱性・気密性の向上にむけた検討を促進します。
- 省エネルギー関連のセミナー等を開催し、普及啓発に取り組みます。

取組3 市（行政）の省エネルギー化に向けた率先行動の実施

- 省エネルギー設備等の導入や再生可能エネルギー由来電力等のCO₂排出係数の少ない電力利用など公共施設の低炭素化を推進します。
- グリーン購入の推進や廃棄物の削減、リサイクルの推進、イベント等における環境配慮の取組み等、市内の省エネルギー化に向けた行動を推進します。
- 不要な照明は消灯したり、クールビズ・ウォームビズに取り組む等の省エネルギー行動や、コピー用紙使用量や水道使用料の削減に向けた省資源行動を推進し、市職員一人ひとりの環境配慮行動を推進します。
- 国庫補助金等の外部資金の活用やPPA（電力販売契約）モデルを活用した公共施設における太陽光発電設備導入等のゼロカーボンシティ実現に向けた環境整備を図ります。

市民・事業者が取り組めること



- ◆講演会などを通じて省エネルギーに関する知識を高める。
- ◆太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器、再生可能エネルギー由来の電力などを導入する。
- ◆住宅を新築・改修する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEHの導入を検討する。
- ◆家電製品や自動車、サービスを購入する時は省エネルギー性能の高いものや環境に配慮したものを積極的に選択する。
- ◆市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- ◆いばらきエコチャレンジに参加して、CO₂排出量の削減に取り組む。



- ◆講演会などを通じて省エネルギーに関する知識を高める。
- ◆事業所への太陽光発電システムの設置や、再生可能エネルギー由来の電力を導入する。
- ◆建築物を新築・改修する際には、省エネルギー改修やZEB化などを検討する。
- ◆日常的な省エネルギーの取組とともに、エネルギー効率の良い設備、機器を導入する。
- ◆イベントを開催する際は、エコに配慮したものとする。
- ◆市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- ◆茨城エコ事業所に登録し、環境負荷の低減に取り組む。

コラム カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定締結（令和4年3月30日）

ゼロカーボンシティの実現を目指し、相互の脱炭素社会に関する知見や技術を活用して、カーボンニュートラルのまちづくりを連携して推進するために、守谷市は、「東部ガス株式会社」と「東京ガス株式会社」の3者で、包括連携協定を締結しています。

【連携内容】

- ・カーボンニュートラルに向けた取組に関する事項
- ・エネルギーの地産地消に関する事項
- ・低炭素エネルギーの市域への普及に関する事項 など

【これまでの主な取組】

- ・東部ガスさすてな電気（実質再生可能エネルギー）の導入
（3か所：守谷駅公開通路・守谷駅東口トイレ・守谷駅西口トイレ）
- ・カーボンオフセット都市ガスの導入
（3か所：守谷市役所庁舎・もりりん北守谷・もりりん高野）



方針7 気候変動への適応に取り組む

方針7における取組の方向性

多様な関係者が自分事として気候変動問題をとらえるとともに、その行動変容を促す必要があることから、科学的知見の理解が促進されるように、普及啓発や広報の取組を進めていきます。

また、気候変動に伴い災害が激甚化しているため、市民や事業者が災害に備えられるように、災害ハザードマップの周知や災害リスクの高い地域への被害を軽減するための対策の実施を進めていきます。

そのほか、熱中症対策の情報提供や、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の増加を推進するなど、暑熱対策に取り組みます。

市（行政）の取組

取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施

- 流域のもつ保水・遊水機能を保全・確保・向上するなどの総合的な浸水対策を推進します。
- 危険が差し迫っている箇所や防災に関する情報など、いのちとくらしを守るための行動に関する情報を速やかに、かつ分かりやすく周知することに努めます。
- ハザードマップの公表などを通じて警戒避難体制の強化を図るとともに、住民や事業所に対する災害対応のノウハウや知見、技術の普及啓発により、災害に関する知識を持った人材の育成を推進します。

取組2 健康被害への対策の推進

- 商業施設や個人事業者などに呼びかけ、クーリングシェルターの確保・増加に取り組むとともに、市民に利用方法や設置場所などを周知し、熱中症対策の啓発に取り組みます。
- エアコン利用の有効性を周知するとともに、福祉関係団体等を通じた見守りや声かけを強化し、高齢者や乳幼児等の熱中症弱者のための熱中症対策を推進します。

取組3 自然環境や農業への影響に関する対策

- 頻発化する気象災害に対応するため、施設の耐候性向上として、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入、パイプハウスの補強等を推進します。
- 集中豪雨の増加等に対応するため、排水機場や排水路等の適切な維持・管理により農地の湛水被害等の防止を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆講演会などを通じて気候変動に関する知識を高める。
- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆こまめな水分補給やクーリングシェルの活用など、熱中症の予防に努める。
- ◆住宅の新築・改修時には、断熱装備や蓄電システムなど気候災害に役立つための設備の導入を検討する。
- ◆環境や気候の変化について、家族や友人などと話題にする。



- ◆講演会などを通じて気候変動に関する知識を高める。
- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆屋外作業や外出をする従業員に対して、こまめな水分補給など、熱中症対策の取組を進める。
- ◆クーリングシェルター施設を提供する。
- ◆事業所の新築・改修時には、断熱装備や蓄電システムなど気候災害に役立つための設備の導入を検討する。
- ◆気候変動に対する自社の取組を広く発信するとともに、取引先企業とも共有する。

コラム クーリングシェルター

クーリングシェルターとは、熱中症対策として、市町村が「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定した施設のことです。冷房設備などの要件を満たす公民館や図書館などの公共施設、ショッピングセンターや薬局などの民間施設がこれにあたり、暑さをしのぎ、誰でも休息できる場所として開放されています。

熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）に開設しています。

市内の設置場所については、守谷市のホームページから確認することができます。





基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します (環境活動・市民行動分野)

近年の社会情勢等

■デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

昨今の異常気象の認識は浸透しているものの、それが地球温暖化によるものであるという原因に対する認知や、そのために国民一人一人のライフスタイルや産業構造の転換等が必要であるという対策についての認知が不足しており、国民の脱炭素への意識や行動に必ずしも直結していない状況があるため、利用者ニーズに応じた脱炭素社会の実現に向けた取組等の情報提供を通じて、行動変容・ライフスタイル転換を持続的かつ強力に促しています。



■環境教育・ESDの動向

環境教育等を取り巻く状況として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICT利活用の進展による国内外等の学びの可能性が拡大しています。また、市民活動団体等の新しい担い手と期待される若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性も高まっています。

そこで、持続可能な社会への変革に向けて「環境保全活動」、「環境教育」、「協働取組」の3つの方向性を軸に取り組んでいます。特に環境教育と協働取組については、各方向性における主な推進策を設けており、「環境教育」については、学校等における環境教育の一層の推進や地域の自然や文化を体験する貴重な学びの機会となる体験活動の実践、「協働取組」については、ESD活動支援センター等の中間支援機能を活用した環境教育・協働取組の充実や人材の育成の取組みや、学校内外での対話と協働による学びの推進を図っています。



コラム もりや市民大学公開講座

市民、団体、事業者、行政が互いに連携し「協働のまちづくり」を目指す守谷市は、2012年に「もりや市民大学」を開校いたしました。

令和7年度の公開講座のうち、環境に関するものとして「炭素がつなぐ自然と私たち」という題目で、松本雄二東大名誉教授による公開講座が行われました。



現状

- 本市の小中学校における環境教育は、様々な教科に組み込まれていますが、自然体験活動等の実体験を伴う教育をカリキュラムに組み込むことが困難となっています。
- 市の環境保全に取り組む市民活動団体において、高齢化や担い手不足により構成人数や活動内容、活動回数の縮小につながっています。
- まちづくり市民アンケート（令和6年度実施）によると、市民活動、NPO活動、ボランティア活動などへの参加状況については、『今後参加したい』※と回答した割合が45.7%となっていますが、市民活動の情報窓口である市民活動支援センター及びもりや公益活動促進協会の認知度は26.8%と低い状況となっています。

※「参加しており、今後も参加したい」と「参加していないが、今後は参加したい」の合計。

課題

- 地域主導型で地域に貢献する取組を推進するための中核人材を育成するため、能力や取組の発展段階に応じた人材育成プログラムの活用を図ることが必要です。
- 地域の再生可能資源を継続的に地域で活用し、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくために、地域コミュニティの形成が求められます。
- 地域経済の好循環、地域の環境課題と経済社会課題の同時解決をするために、担い手となる人材・コミュニティ等の形成・育成・充実が求められるため、地域のニーズに合わせた支援策を講じる必要があります。

成果指標

No.	環境指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	公立小中学校での環境教育としての取組事例数	142 事例	継続実施
2	環境に関する市民活動団体構成人数	227 人	250 人



方針8 環境教育・環境学習を推進する

方針8における取組の方向性

地域や家庭、学校等において、乳幼児から高齢期にわたり、意欲に応じて切れ目なく環境について学ぶことができるよう、効果的な環境教育等を広げていくことが必要であるため、生物多様性を含めた自然体験活動その他の体験活動への参加の機会の拡充を推進します。また、教職員の負担を軽減しながら教育の質や効果を高めるために、地域団体や企業等と連携した学習方法、学校現場における生成AIの適切な利活用についてもあわせて検討します。

近隣自治体や民間企業、ESD活動支援センター等の関連団体と連携を図り、地域等における環境教育等をより充実することが求められます。

積極的な情報発信や普及啓発を行い、脱炭素社会の実現につながる行動変容と組織や社会の変革に即した、環境教育等を推進します。

市（行政）の取組

取組1 環境教育及び環境学習の推進

- 深刻化している気候変動において、市民が一体となって取り組む必要があることから、積極的な情報発信や普及啓発とともに、環境教育等を推進します。
- 生物多様性の損失を止めるためには、人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげる必要があることから、地域や家庭、学校等における生物多様性を含めた環境教育の推進と、それを支える人材の育成を推進します。
- 持続可能な地域づくりに向けた住民・事業者・行政等の対話を通じた協働取組を促進するため、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催を検討します。

取組2 自然観察・体験の場の機会提供

- デジタル化が進む中で、自然のもたらす効用等、リアルな自然体験がもたらす便益（健康増進、健全な子どもの発育など）に着目し、自然とのふれあいの場の機会提供を推進します。
- 市で実施している自然観察会等の取組を継続して行い、身近な自然環境や生物多様性にふれあえる機会の創出を図ります。
- 関係機関と連携し、自然体験活動その他の体験活動への参加の機会の拡充を図ります。
- ESD活動支援センターや民間団体、企業や近隣自治体等と連携を図り、地域等における環境教育等をより一層充実させます。

取組3 市内の良好な自然に関する情報の発信

○市内の環境への取組における参画を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じた情報の提供を進めます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆自然体験学習や環境学習講座など、環境イベントに積極的に参加する。
- ◆家族や友人、身の周りの人と、環境に関する情報を話題にする。



- ◆環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆従業員（社員、職員等）を対象とした環境学習・環境研修を実施する。
- ◆自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信する。

コラム 学校における活動（黒内小の活動例）

令和6年12月に守谷市にある常総環境センターでリチウムイオン電池の混入が原因と推察される火災が発生しました。常総環境センターは現在も不燃ゴミのラインが稼働しておらず、不燃ごみを外部に委託して処理している現状があります。

これを受け、黒内小では「常総環境センターを救え！～守谷市役所職員としてできることはなんだろう？～」という単元を設定し、デジタル・シティズンシップ教育や生成AI教育を生かした探究学習に取り組んでいます。

児童は市役所職員の立場で問題解決をするために何をすれば良いかを考え、チラシやチャート作りを行い、完成次第、市に提案する活動を行っています。



方針9 環境意識の連携・活性化を進める

方針9における取組の方向性

環境の保全を継続的に進めていくためには、市民や事業者等による幅広い活動や、後継者の育成が必要不可欠となるため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解したうえで分担・協働し、世代を超えた環境配慮活動を推進します。

また、持続可能な社会づくりの担い手として重要である若者世代に対する活動の周知や、協働による取組への参加機会を創出するため、支援の手法についても検討し、様々な世代の意見を積極的に取り入れられるように検討を進めます。

さらに、持続可能な地域づくりに向けて、市民、民間団体、事業者、行政等による対話を通じた協働による取組を促進するために、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための取組を検討します。

市（行政）の取組

取組1 市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信

○市ホームページや広報もりや、Morinfo（もりんふお）、FacebookやX（旧Twitter）などのSNSを活用し、より広範囲に、環境に関する情報や本市の豊かな自然環境の魅力積極的に発信します。

取組2 活動団体や環境ボランティア活動等への活動支援

- 環境保全に取り組む市民・事業者・団体のボランティア活動を支援します。
- もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクを活用し、地域環境の保全や活動団体の取組等を市立小中学校に向けて情報を発信します。
- 若者に対しては、活動の充実及び対話や協働による取組への参加の機会を支援するとともに、若者の意見が積極的に取り入れられるような取組の検討を行います。
- 事業者が必要とする情報の提供や支援により、地域環境保全に係る事業者の環境配慮活動等の取組を促進します。

取組3 事業者による環境配慮活動の促進

○脱炭素アドバイザー資格制度の資格取得を促し、脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材を育成します。

取組4 近隣自治体等との連携

- 様々な環境課題に対して広域的に協力して取り組むため、常総地方広域市町村圏事務組合の構成自治体をはじめとした、近隣自治体等との連携を図ります。
- 他自治体と共同で表明した「ゼロカーボンシティ」に基づき、温室効果ガス削減に向けて、市域を超えた取組を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆市民・地域団体やNPO等が行う環境学習・環境保全活動に積極的に協力する。
- ◆自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動の開催に協力する。
- ◆家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。
- ◆市や事業者と連携し、環境保全活動に取り組む。



- ◆関連企業や取引先企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかける。
- ◆市の環境学習イベントや市民活動への協力支援、施設見学会の実施など、CSR活動として、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- ◆市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進する。

コラム 子どもの自然体験

大野地区では地域ボランティアの協力により、毎年米作り体験のスタートとして、シロカキを兼ねて「田んぼりレー」が行われます。子供達は全身泥まみれになりながら田んぼの中を走り回り歓声が響き渡ります。

立沢地区では「田んぼの学校」で稲作体験を行うほか、秋には刈り取った稲藁で子供会が縄を編んで稲藁トトロの制作に使用します。笹舟を流して小川の土手道を一緒に走る子供は大人にとっても故郷の原風景を思いださせます。

観察だけでなく、五感を使って全身で体験することは、子供達の情操教育としても大切なことです。



第5章 計画の推進及び進行管理

5-1 計画の推進体制

本計画を効率的に推進していくために、以下の事項に取り組みます。

①市民、事業者、市の協働

本計画の実行性をより高めるためには、市民、事業者と市が環境の保全に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割を分担し、相互の連携・協力が図れるような取組が必要となります。

市民や事業者からの提言などが反映されるよう配慮しながら、環境問題に関する施策、事業を推進していきます。

②環境情報の収集・発信

環境施策を効果的・計画的に推進するために、地域を超えて広く環境に関する情報を収集し、広報紙や市ホームページなどを通じて市民・事業者などに発信し、環境に関する情報を共有します。

③環境教育・環境学習の推進

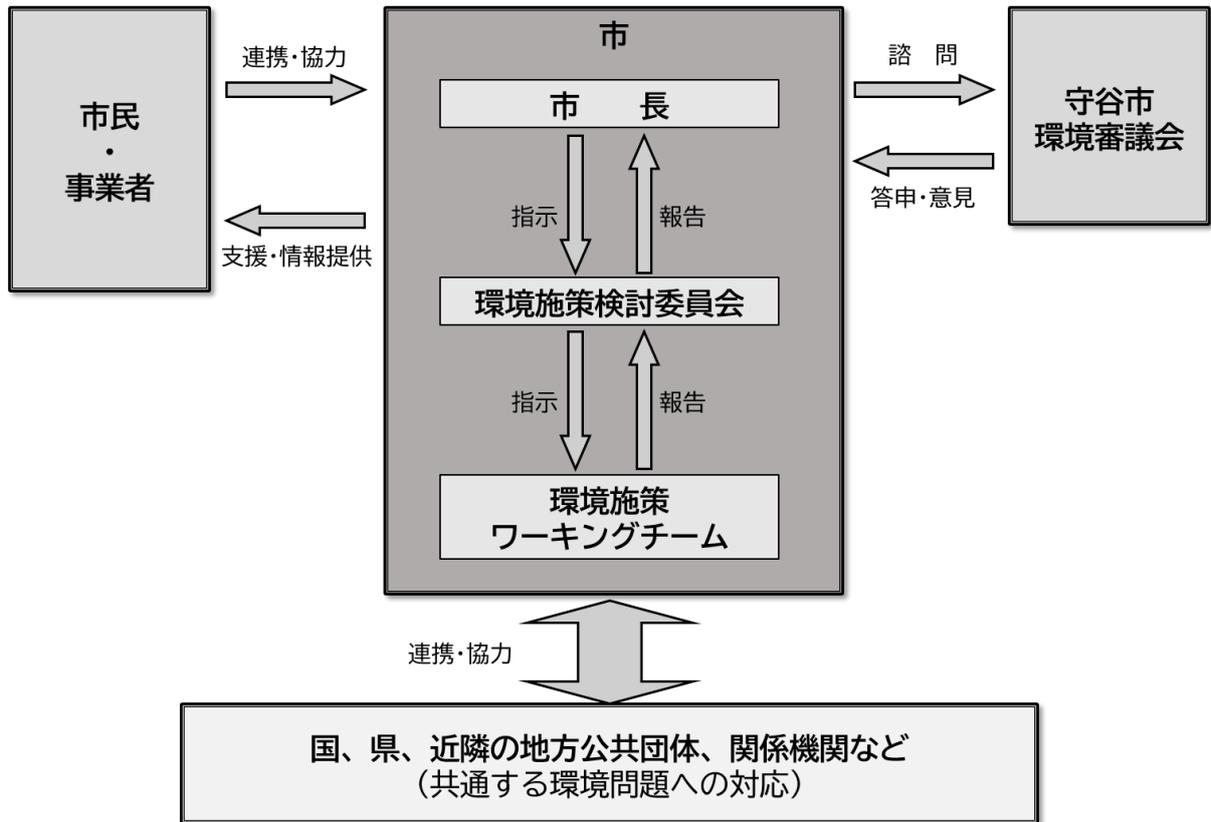
事業者や市は、職員に対して、環境教育・環境学習への参加奨励を行い、地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

また、市民、事業者の環境保全への理解と積極的な活動を進めるため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行います。

④近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携

市は、近隣の地方公共団体と共通する環境問題への対応について、国、県、近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携・協力を図りながら、広域的な視点から施策、事業の推進に取り組みます。

■ 推進体制図

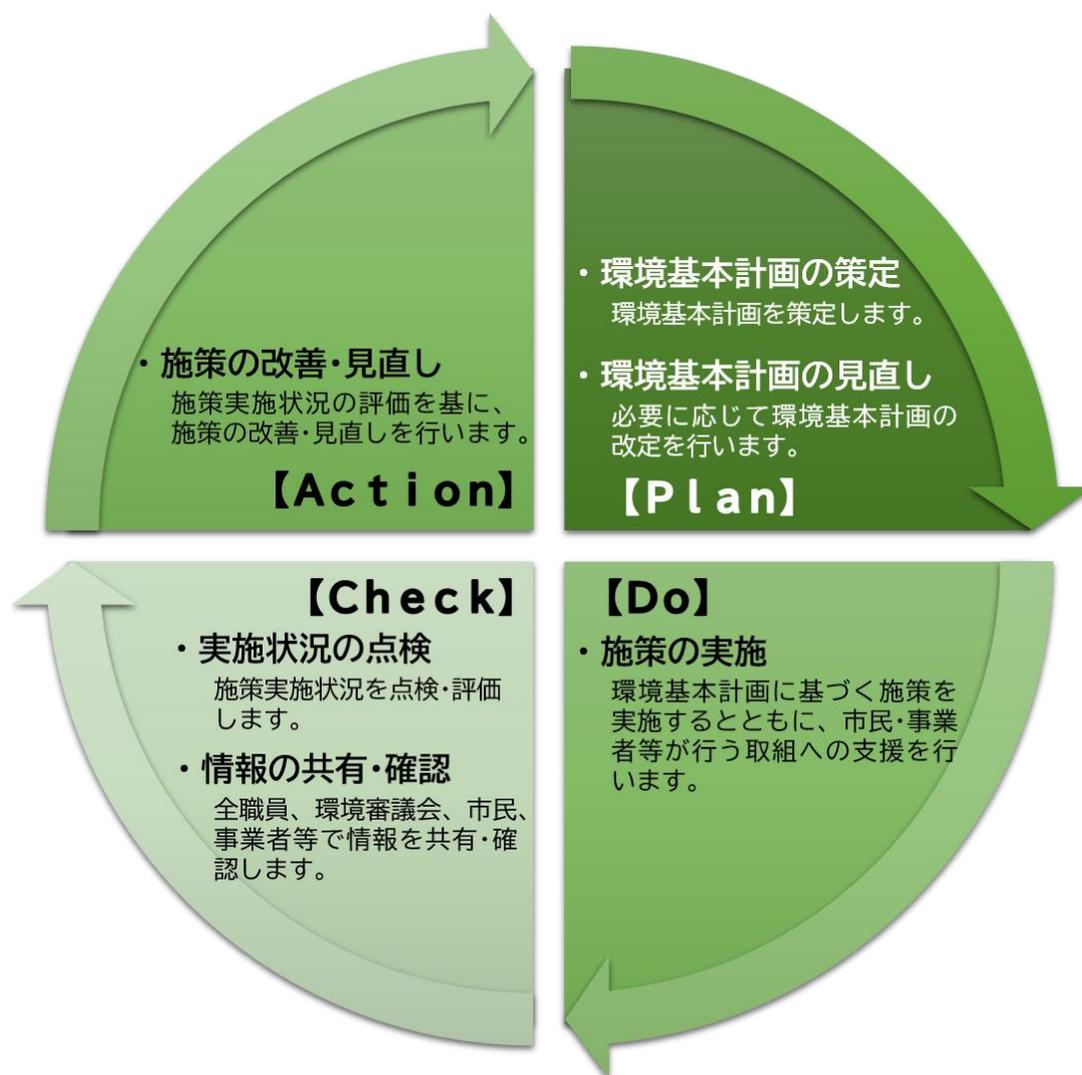


5-2 計画の進行管理

本計画の実現に向けた継続的な改善を行うために、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）サイクルを活用して適切な進行管理をしていきます。

また、本計画に掲げる取組について進捗を図るうえで重要な指標を「環境指標」として位置づけ、現状値（令和6年度末）と目標値（令和16年度末）をもとに、進捗状況の管理を行い、達成に向けた要因分析等を適時適切に行います。さらに、本市の環境分野における実効性をさらに発揮させるため、環境基本計画に示す重要な「環境指標」以外の指標においても、進捗状況の管理や要因分析を実施し、施策の改善・見直しを行い、守谷市環境報告書にまとめ、達成状況の把握・評価ができるような仕組みづくりを検討します。

さらに、その内容を全職員で共有するとともに、環境審議会に報告し、精査を受けた上、市ホームページなどを活用して市民や事業者などに公表します。



資料編

1 守谷市環境基本条例

守谷市環境基本条例

〔平成11年3月19日〕
条例 第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 環境の保全に関する施策等(第10条～第21条)

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働(第22条～第28条)

第4章 地球環境の保全の推進(第29条)

附則

私たちが住む守谷市は、利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川をはじめとする豊かな自然環境からの恵みを受け、快適で便利な生活を目指したまちづくりにより発展してきました。

しかし、近年の飛躍的な経済発展、急激な都市化により、私たちの周りでも平地林、屋敷林及び斜面林並びに谷津などの身近な緑地や野生動植物の生息空間となる自然環境の減少、生活環境に影響を与える公害、廃棄物の処理等の問題、更にはダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモン等の新たな問題が生じ、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。また、地球環境に目を向けると、地球温暖化、オゾン層の破壊や地下資源の枯渇といった危機的状況が問題視されています。

このような地球環境破壊の脅威は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れることが明らかであります。そこで、現代の私たちに問われているのは、次の世代への思いやりであり、良好な地球環境を守る責務と役割であります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄いわゆる使い捨てといった一方通行型の経済システムから、資源節約型で環境に与える影響が少ない循環型社会への転換を目指して、これまでのライフスタイル、行政・経済システムや事業活動などのあり方を見直し、良好な自然・住環境の保全、回復とともに新たな創造をしていく必要があります。

私たちは、守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑にまつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たすとともに、現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全」という。）について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民以外の者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、更に、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく継続的に発展する社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、事業者、市民及び市民以外の者は、協働することによってそれぞれの責務を果たすとともに、環境の保全に寄与することに努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する事業者、市民及び市民以外の者の意識の向上等を図るため、広く各層、各世代にわたる市民の理解を得られる方策の実施に努めるものとする。

3 市は、必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を得ることに努め、環境の保全についての理解を深めることに配慮しなければならない。

2 市民は、良好な環境の実現に向け主体的に取り組み、自ら日常生活において生活行動が環境を損なうことのないよう、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参加、協力しなければならない。

(市民以外の者の責務)

第8条 旅行者及び市を訪れた者その他滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努め、市が実施する環境の保全についての施策に協力するとともに、みだりに市内に廃棄物を投棄し、又は放置して、市の良好な環境を損なってはならない。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第9条 市は、環境の保全に関する施策で広域的な取り組みが必要とされているものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市は、常総地方広域市町村圏における環境の保全に関する相互理解と連携の強化に自ら努め、推進するものとする。

第2章 環境の保全に関する施策等

(環境優先の理念)

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の参画により、意見を十分把握した上、守谷市環境審議会に意見を求めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その主旨が事業者及び市民の理解と施策の推進への協力が得られるよう努めるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集及び調査に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民から申出があった場合、当該申出事項について調査し、公表するように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査)

第15条 市、事業者及び市民は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者及び市民に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

(規制及び誘導措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上及び法制上の措置)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置及び法制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(指導、助言、勧告等)

第18条 市は、環境の保全のために必要があるときは、事業者、市民及び市民以外の者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市は、前項の勧告を受けたものがその勧告に従わない場合において、必要があるときは、その勧告の内容を公表することができるものとする。

(公害の防止及び紛争の処理等)

第19条 市は、公害を防止するとともに、被害が発生したときは、原因を究明し、被害を最小限に食い止め、被害者の救済、紛争の早期解決のため、迅速かつ適正な措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他事業の推進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する施設を整備し、及び事業の推進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生動植物の生息空間の減少を防ぐために、私権を妨げない範囲で平地林、屋敷林、斜面林更に谷津などの緑地の確保に努めるものとする。

3 市は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、自然の物質循環を損なわない資源の有効利用を実現させるため、省エネルギー、ごみの減量・リサイクルや廃棄物処理の適正化などが推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

5 市は、率先して環境問題に取り組む姿勢を示すための手段として国際標準化機構等の認証取得に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに資源の循環的な利用、エネルギー等の有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働

(市民意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、環境の保全に対する申出など、市民等の意見を反映できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第23条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、環境の保全に関する活動を自ら行う意欲が増進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、環境教育の推進を図るため、児童、青少年の環境の保全に関する理解を深めることができる方策を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第24条 市は、環境の保全に関する活動を自発的に行う団体及び個人に対し、その自発的な活動が促進されるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の公開と提供)

第25条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全に寄与する情報については、守谷市情報公開条例(平成10年守谷町条例第4号)の定めるところにより公開を行うほか、個人及び法人の権利を損なわない限り積極的に提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するために、施策の進捗状況等を必要に応じ評価するものとする。

(報告書の作成等)

第27条 市長は、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるよう、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協力体制の整備)

第28条 市は、各種の施策について総合的に調整するとともに、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全を効果的に推進するため、事業者及び市民との緊密な協力体制を整備するものとする。

3 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携に努め、将来の環境に支障をきたすと予想されるダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンなどの最新事例等について、常に必要な情報を集積し、その成果を普及させるための措置を講ずるものとする。

4 市は、先進都市、先進事業者に関する事例の調査、研究に努め、市の施策に反映できるような措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全に資する行動の促進)

第29条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに国際的機関、国、県及び他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を自ら積極的に率先し、推進するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(仮) 諮問書

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(仮) 答申書

3 第3次守谷市環境基本計画の策定経過

日付	会議名	議事事項等
令和6年度		
8月28日	令和6年度第1回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 策定体制 策定スケジュール 市民・事業者・中学生アンケートの実施概要
9月26日 ～10月18日	市民等アンケート調査の実施 (市民：3,000人、事業者400件、中学校4校)	
12月24日	令和6年度第2回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定における現況整理 市民等アンケート調査結果報告 計画書骨子(案)の検討
3月6日	令和6年度第3回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の体系、基本目標、取組の検討 庁内ヒアリング等の報告 市民等アンケート結果の分析報告
令和7年度		
5月8日	第1回環境施策検討 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度環境審議会の審議結果等報告 素案たたき台の提示 令和7年度の策定までのスケジュールの報告
5月9日	第1回ワーキングチ ーム会議	<ul style="list-style-type: none"> 庁内照会期間：5月12日～6月2日(約3週間) 第2次守谷市環境基本計画の進捗状況整理
5月16日	市長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度環境審議会(第1～3回)の審議結果報告 庁内検討委員会及びワーキングチームの意見報告 第3次守谷市環境基本計画策定における方針等
5月30日	教育長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 第3次守谷市環境基本計画策定における方針等
6月12日 ～6月30日	第2回ワーキングチ ーム会議(庁内照会)	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画策定における成果指標の確認
6月16日	令和7年度第1回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画策定に向けた庁内意見報告 環境施策に関する庁内照会(ワーキングチーム)の実 施報告 計画策定に向けた推進及び進行管理における検討 第3次環境基本計画(素案)の審議
7月28日 ～8月1日	第3回ワーキングチ ーム会議(庁内照会)	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画策定における各課の取組の確認
8月7日	第2回環境施策検討 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次守谷市環境基本計画(素案)の提示
8月20日	令和7年度第2回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画(素案)の審議
9月1日 ～9月8日	第4回ワーキングチ ーム会議(庁内照会)	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画(案)の確認
9月18日	令和7年度第3回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画(案)の諮問
●月●日 ～●月●日	パブリックコメントによる意見募集実施	
●月●日	令和7年度第4回 守谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画(案)の答申

4 守谷市環境審議会委員等名簿

■ 守谷市環境審議会委員名簿（敬称略）

委嘱区分	所属・役職	氏名（◎：会長）	
		令和6年度	令和7年度
関係機関及び団体の代表者	農業委員会	月岡 仁子	
	商工会	中村 純一	
	利根川河川敷環境保全実行委員会	鈴木 榮	
	県南県民センター 環境・保安課長	広瀬 浩二	仲田 弘美
	常総環境センター	稲川 光一	野口 貴洋
識見を有する者	学識経験者 （ビオトープ管理士）	◎ 清野 修	
	学識経験者 （茨城県環境アドバイザー）	飯田 勝明	
	学識経験者 （筑波大学教授）	村上 暁信	
事業主	塵芥収集委託業者 （株）シイナクリーン	椎名 誠	
	アサヒビール（株） 茨城工場	松井 宏樹	
	（株）明治守谷工場	多田 雅樹	中村 充紀
	東部ガス（株） 茨城南支社守谷事業所	滑川 恵司	柳澤 尚之
市民の代表	公募委員	加藤 利彦	
	公募委員	鈴木 真優子	

■ 守谷市環境施策検討委員名簿

	役職	氏名
会長	副市長	藤坂 幸輔
副会長	生活経済部長	鈴木 規純
	教育長	奈幡 正
	総務部長	高橋 賢一郎
	市長公室長	浜田 耕志
	健幸福祉部	羽田 統由
	こども未来部	森山 千恵子
	都市整備部	浅野 克夫
	教育部長	小林 伸稔
	上下水道事務所長	北澤 盛次

■ 守谷市環境施策ワーキングチーム員名簿

部名	課名	氏名
市長公室	企画課	
	財政課	
総務部	管財課	
生活経済部	生活環境課	
	経済課	
	市民協働推進課	
	交通防災課	
健幸福祉部	保健予防課	
こども未来部	のびのび子育て課	
都市整備部	都市計画課	
	建設課	
教育委員会	学校教育課	
	生涯学習課	
	教育指導課	
上下水道事務所	上下水道課	

確認中

5 市民等アンケート調査の結果概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

第3次守谷市環境基本計画の策定にあたり、環境に対する意識を把握するため、市民・事業者・中学生に対して意識調査を実施し、基礎資料となるデータの収集及び分析を行い、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

②調査の方法

▪調査地域	守谷市内
▪調査対象	①：守谷市内の市民(16歳以上の市内在住者から無作為抽出) ②：守谷市内の事業者(守谷市商工会に所属する企業) ③：守谷市内の中学生(市内の4中学校、2年生の1クラス)
▪調査方法	①・②：調査票の配布は郵送にて実施し、回収は調査票に直接記入したものを、返信用封筒にて返送 ③：各学校へ Web アンケートを実施
▪調査時期	令和6年9月26日(木)～6年10月18日(金)

③回収状況

▪対象件数	①：3,000人 ②：400事業所 ③：139人
▪回収数(率)	①：1,203人(40.1%) ②：135事業所(33.8%) ③：139人(100%)

6 環境指標値の把握方法

	環境指標	単位	把握方法
基本目標1	一人あたり公園・緑地面積	m ² /人	
	自然環境に満足している市民の割合	%	
	耕作放棄地面積	ha	
	農地の集積率	%	
	公園等里親事業における参加団体数	団体	
基本目標2	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	%	
	公害苦情受付件数	件	確認中
	要請限度超過件数(自動車騒音、振動調査)	件	
	狂犬病注射接種率	%	
基本目標3	1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	
	生ごみ堆肥化事業参加世帯数	世帯	
	リサイクル率	%	
基本目標4	守谷市の二酸化炭素排出量	万 t-CO ₂	
	市が行う事務事業によって排出される温室効果ガスの総排出量	万 t-CO ₂	
	クーリングシェルター協力施設数	施設	
基本目標5	公立小中学校での環境教育としての取組事例数	事例	
	環境に関する市民活動団体構成人数	人	

7 用語説明

【精査中】

本編に出てくる頁数も示します。

	用語	意味
英数字	2050年カーボンニュートラル宣言	2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。(カーボンニュートラルとは - 脱炭素ポータル 環境省)
	COP (締結国会議)	COP (国連気候変動枠組条約締約国会議) は1995年から毎年開催されている、198か国・機関が参加する気候変動に関する最大の国際会議です。2024年のCOP29は、2024年11月11日～24日にアゼルバイジャン共和国・バクーで開催されました。(環境省 脱炭素ポータル用語集 - 脱炭素ポータル 環境省)
	EV	EV (電気自動車) とは、環境省が推進する持続可能な交通手段の一つです。環境省は、再エネ電力と電気自動車 (EV) を活用した「ゼロカーボン・ドライブ」を支援しており、家庭や職場での電気自動車の普及を促進しています。電気自動車は、バッテリーに蓄えた電気でモーターを回して走行する自動車で、環境に優しい選択肢として注目されています(環境省へようこそ!)
	FIT	FIT制度とは、経済産業省が2012年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のこと。この制度は再生可能エネルギーから作られた電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。(資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp)
	FIT制度	再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量を削減するため、国では「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を制定し、再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
	GX	GXとはグリーントランスフォーメーションの略。簡単に言うと、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことです。 現在、人間が生きるため、豊かな生活を送るためのさまざまな活動のエネルギー源は、石油や石炭などの化石燃料が中心です。化石燃料は、消費するときに二酸化炭素をたくさん排出しますが、地球温暖化の最大の原因と

		<p>なっているのが、この二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスです。</p> <p>化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで二酸化炭素の排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取り組みのことを「GX」と言っています。(経済産業省 METIJournalONLINE https://journal.meti.go.jp)</p>
	N P O	<p>Non-ProfitOrganization を略したもの。非営利組織であり、政府や企業とは異なった立場から社会的なサービスを提供し課題の解決をめざす、社会的使命の達成のために活動をする組織のことをいう。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)</p>
	R E 100	<p>RE100 とは企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加している。</p> <p>環境省は 2018 年 6 月に RE100 に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画し、RE100 の取組の普及のほか、自らの官舎や施設での再エネ電気導入に向けた率先的な取組みやその輪を広げていくこととしている。(環境省 https://www.env.go.jp/earth)</p>
	V 2 H	<p>「V2H」とは「Vehicle to Home」の略で電気自動車を充電するだけでなく、貯めた電気をご家庭で使用する仕組みです。太陽光発電で作った電気を電気自動車に貯めて、家庭にも走行にも使うことができます。また、万が一の停電時でも、電気自動車に貯めた電気が使用できます。(東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム 東京都住宅政策本部)</p>
	WMO	<p>世界気象機関 (World Meteorological Organization: WMO) は国連の専門機関の一つとして、世界の気象業務の調和と統一のとれた推進に必要な企画・調整活動にあたっています。</p> <p>目的として「世界の気象業務を調整し、標準化し、及び改善し、並びに各国間の気象情報の効果的な交換を奨励し、もって人類の活動に資する」ため、昭和 22 年 (1947 年) 9 月にワシントン D.C. で開かれた国際気象台長会議において、世界気象機関条約が採択されました。同条約は昭和 25 年 (1950 年) 3 月 23 日に発効し、WMO は同日をもって正式に設立され、翌年 12 月に国連の専門機関となりました。(世界気象機関について 気象庁)</p>
	Z E B	<p>●ZEB (ゼブ) とは、Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。(環境省 脱炭素ポータル用語集 - 脱炭素ポータル 環境省)</p>

		<p>●ZEB（ゼブ）とはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物です。もちろん、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、外壁の高断熱化など、建築設計によるエネルギー負荷の抑制や高効率な設備導入でエネルギー使用量を減らすと同時に、太陽光など再生可能エネルギーによる創エネでエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味ゼロにすることができます。なお、似たような言葉に ZEH（ゼッチ／ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略）がありますが、こちらは一般住宅を対象としたものです。ZEB はビルや学校、工場など非住宅の建物を対象としています。（HTT コラム HTT 実践推進ナビゲーター事業 東京都）</p>
	Z E H	<p>ZEH（ゼッチ）は「NetZeroEnergyHouse」の略称で、1年を通じて消費するエネルギー量を実質的にゼロ以下にすることを目指した住宅。</p> <p>外皮の断熱性能を大幅に向上させ、エネルギー効率の高い設備システムを導入することで、日々の生活で使用するエネルギーを抑制する。</p> <p>さらに太陽光発電などを活用して自らエネルギーを創り出して、消費エネルギーを極力賄い、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目標としている。（資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp）</p>
あ行	空き家問題	<p>●管理が行き届かない空き家（居住世帯のない住宅のうち、建築中の住宅及び一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、普段居住している者が一人もいない住宅を除いたもの）が増加することにより、害虫などの衛生面、倒壊などの安全面、そして犯罪などの治安面など、さまざまな面で悪影響を及ぼす問題のこと。（第2次守谷市環境基本計画用語集より）</p> <p>●今、日本では空き家が増え続けており、使用目的のない空き家の数はこの20年間で約2倍に増加しています。空き家を放置すると、倒壊、景観悪化、不法侵入など様々な悪影響が生じるおそれがあり、大きなトラブルにつながりかねません。そこで、そのまま放置すれば倒壊などの危険性が高く、近隣に悪影響を及ぼす空き家を「特定空き家」に認定し、市区町村による指導や勧告、解体などの強制執行を行うことができることを定めた「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空き家法」といいます。）が制定され、対策が取り組まれてきました。しかし、特定空き家になってからの対応には限界があることから、令和5年（2023年）、空き家法が改正され、空き家の除却（解体）・活用・適切な管理を推進するための措置が強化されることになりました。</p>

		(空き家の活用や適切な管理などに向けた対策が強化。トラブルになる前に対応を！ 政府広報オンライン)
愛宕谷津		守谷市に残された最大の谷津。本町地区の愛宕中学校付近を源とし、約2km北方の小貝排水路につながる緑の回廊をなしている。谷津縁辺部には、いくつもの小さな谷が入り組んでおり、極めて変化の多い自然空間を形成している。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
稲戸井調節池		守谷市、取手市にまたがる調節池。鬼怒川及び小貝川の合流量を調節することにより利根川本川の計画高水流量に影響を与えないことを目的として整備されており、平成25年現在で、面積4.48km ² 、洪水調節容量19,000m ³ である。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
異常気象		<ul style="list-style-type: none"> ●一般に、過去に経験した現象から大きく外れた現象で、人が一生の間にまれにしか経験しない現象を言う。大雨や強風などの激しい数時間の現象から数か月も続く干ばつ、極端な冷夏・暖冬なども含まれる。また、気象災害も異常気象に含む場合があり、気象庁では、気温や降水量などの異常を判断する場合、原則として「ある場所(地域)・ある時期(週・月・季節)において30年間に1回以下の頻度で発生する現象」を異常気象としている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●一般には、過去に経験した現象から大きく外れた現象のことを言います。大雨や暴風等の激しい数時間の気象から、数か月も続く干ばつ、極端な冷夏・暖冬まで含みます。また、気象災害も異常気象に含む場合があります。気象庁では、気温や降水量などの異常を判断する場合、原則として「ある場所(地域)・ある時期(週、月、季節)において30年に1回以下で発生する現象」を異常気象としています。(気候・異常気象について 気象庁)
温室効果		地球の大気には二酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれています。これらの気体は、太陽からの日射を透過する一方で、太陽からの日射を吸収した地表面が上向きに放出する赤外線を吸収し、再放出することで地表面へ戻す働きがあります。この働きを、温室効果と呼びます。(地球温暖化について 気象庁)
温室効果ガス		<ul style="list-style-type: none"> ●地球の大気中にわずかに含まれている二酸化炭素などの気体。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。(温室効果ガスの用語解説 気象庁)
温対法 (地球温暖化対策法)		温対法(地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策の推進に関する法律)とは、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)での京都議定書の採択を受け、1998年10月に成立した。(環境省 https://www.env.go.jp)

か行	カーボンニュートラル	<p>2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。</p> <p>※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。</p> <p>カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。(カーボンニュートラルとは - 脱炭素ポータル 環境省)</p>
	カーボンバジェット	<p>カーボン・バジェットとは、気温上昇をあるレベルまでに抑えようとする場合、温室効果ガスの累積排出量(過去の排出量+これからの排出量)の上限が決まるということの意味します。過去の排出量は推計されているため、気温上昇を何度までに抑えたいかを決めれば、今後、どれくらい温室効果ガスを排出してもよいかを計算できるということになります。</p> <p>(国立環境研究所 www.nies.go.jp/index.html)</p>
	化石燃料	<ul style="list-style-type: none"> ●化石エネルギーとも言う。1億年以上も前の動物や植物の死がい、熱や地層が変化したことにより作られたエネルギーのことで、石油や石炭、天然ガスなどがある。これに対し、非化石エネルギーには、原子力エネルギーや水力発電、地熱発電、新エネルギー(太陽光発電、風力発電など)がある。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●化石燃料とは、古代の動植物の死骸が地下で数百万年かけて熱と圧力によって変化し、燃料として利用できるようになった石油、石炭、天然ガスのことです。現代社会のエネルギー供給の基盤となっており、発電、輸送、プラスチック製品など幅広い用途で使われます。しかし、燃焼により地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出すること、枯渇する可能性があること、そして供給が海外に依存していることなどが課題となっています。(全体検索 都庁総合ホームページ)
	環境基準	<p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水質、土壌、騒音、振動をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)</p>
	環境基本計画(国)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成5年11月に制定された環境基本法の第15条で、総合的、計画的な環境保全策を推進するため、政府は環境基本計画を定めることとされた。経済計画、国土総合開発計画と並ぶものであり、政府全体の環境政策の中期的な施策の方向性などが定められている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)

		<p>●環境基本計画とは、環境基本法第15条の規定に基づき、政府がより具体的な環境関連政策を取りまとめる際の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。計画は1994年の初策定以来、6年ごとに見直され、次期第六次基本計画の期間は2024年～2030年です。(全体検索 都庁総合ホームページ)</p>
環境教育		<p>環境教育は、さまざまな場や内容で実施されるが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じたさまざまな経験をする機会を設けること ・双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと <p>また、文部科学省の新学習要領(平成20年告示)では、小学校、中学校、高等学校における総則として、「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」とされており、各科目での環境教育内容が示されている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)</p>
かん養		<p>森林や自然の土、湿地や水田などの農地が雨水を地面に浸透させたり、急激に川などに流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表及び地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、降雨の河川などへの放流を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止などを維持・増進する自然の働きを総称している。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)</p>
グリーントランスフォーメーション(2,3ページにGXの項参照)		
公害		<p>環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下、(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、この7種類は”典型7公害”と呼ばれている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)</p>
耕作放棄地		<p>以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地(農家の自己申告による)。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)</p>
国連気候変動枠組条約		<p>1992年5月に採択され、1994年3月に発効しました(締約国数:198か国・機関)。大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の濃度を安定化させることを究極の目的とし、本条約に基づき、1995年からほとんど毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されています。(外務省)</p>

		https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html)
さ行	再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●再生可能エネルギーとは、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然界に常に存在するエネルギーで、資源が枯渇せず永続的に利用でき、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないクリーンなエネルギーです。化石燃料とは異なり、枯渇の心配がなく、資源の持続性が高い点が大きな特徴です。(全体検索 都庁総合ホームページ)
	里地・里山	市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料や薪炭などの生産用に利用されていた森林で、近年、住民に身近な緑地として評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
	市民大学	守谷市では、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが「協働のまちづくり」の担い手として活動するための学びの場として、もりや市民大学を開設している。学校教育法上の大学ではなく、市民に「守谷」や「まちづくり」について学んでもらい、守谷を「住みよいまち」とするために、自分のできることは何かを考え、実践する機会を提供する場となっている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
	自然災害	自然災害とは、厚生労働省においては、大規模な災害が発生した際に、関係する施設の被害状況や、厚生労働省及び関係自治体の対応について情報を提供することを指します。具体的には、地震や台風、洪水などの自然災害が発生した際の対応や、医療・介護サービスの提供に関するガイドラインが策定されています。(厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp)
	斜面林	斜面地にある林のこと。特に都市部では、斜面地だけが開発されず樹林地として残ることが多いので、貴重なものとされている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
	循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ●資源、エネルギーの投入量及び不要物の排出量が少ない環境に優しい社会のこと。平成2年7月には、環境庁(当時)を中心として環境保全のための循環型社会システム検討委員会が設置されるなど、地球環境問題をはじめとする環境問題の解決のキーワードとなっている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●循環型社会とは、限りある資源を大切にし、廃棄物の発生を抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目指す社会です。大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムから脱却し、環境と経済の持続的な発展を目指す考え方であり、個人・企業・行政がそれぞれの立場で3Rの取り組みを推進することが求められています。(全体検索 都庁総合ホームページ)

	省エネルギー	エネルギー節約とも言う。エネルギーの利用効率の向上を表現する言葉。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) 省エネルギーとは、限られたエネルギー資源を無駄なく効率的に使うことです。目的は資源の枯渇防止やコスト削減、そして地球温暖化の抑制につながる環境保全です。個人では節電や省エネ家電への買い替え、家庭や学校でできることから、住宅の断熱・気密化や日射遮蔽などの対策まで幅広い取り組みがあります。(全体検索 都庁総合ホームページ)
	常総環境センター	守谷市野木崎にあるごみ焼却施設。ごみ焼却時に発生する蒸気を利用して最大3,000kWを発電できる設備を備え、エネルギーの有効利用を図っている。また、廃棄物を一度炭化したうえで高温熔融する方式を取り入れ、排出する「スラグ」は資源としての有効利用が可能。(第2次守谷市環境基本計画用語集より)
	生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ●生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支え合って生きている。生物多様性条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。従って、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。(環境省:用語解説)
	線状降水帯	線状降水帯とは、次々と発生する発達した雨雲(積乱雲)が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50~300km程度、幅20~50km程度の強い降水をともなう雨域のこと。(気象庁 https://www.jma.go.jp)
た行	太陽光発電	太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法です。日本における導入量は、近年着実に伸びており、2016年度末累積で3,910万kWに達しました。太陽光発電導入の実績では、中国、ドイツとともに世界をリードしています。 (資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp)
	脱炭素	脱炭素(だつたんそ)とは、二酸化炭素(CO2)をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す取り組みです。地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの削減が目的で、排出量の抑制と、排出を後から回収する技術を組み合わせることで、実質ゼロの状態(カーボンニュートラル)を実現します。日本政府も2050年までに脱炭素社会の実現を目標に掲げ、国、地域、企業がさまざまな方

		法で取り組みを進めています。(全体検索 都庁総合ホームページ)
	<u>地球温暖化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象。平均的な気温の上昇のみならず、異常高温(熱波)や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化を伴っている。その影響は、生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れており、将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などに関して、より深刻な影響が生じると考えられている。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●地球温暖化とは、人間の活動で増えすぎた二酸化炭素などの「温室効果ガス」が、地球からの熱を宇宙に逃がさず大気中にため込むことで、地球全体の平均気温が長期的に上昇する現象です。これにより、海面上昇、異常気象の頻発、生態系の変化など、私たちの生活や自然環境に大きな影響が出ると考えられています。(全体検索 都庁総合ホームページ)
	蓄電池	<p>蓄電池とは、1回限りではなく、充電をおこなうことで電気をたくわえ、くり返し使用することができる電池(二次電池)のことです。スマートフォンやノートPCなどに内蔵されているバッテリーなどもその一種です。</p> <p>(資源エネルギー庁WEBサイト 資源エネルギー庁)</p> <p>蓄電池は、電気を貯めて必要なときに使うことができる装置で、電気代の削減や停電時の備え、環境負荷の低減などのメリットがあります。</p> <p>特に、太陽光発電と組み合わせることで、発電した電力を効率よく活用し、自家消費を最大化することが可能です。</p> <p>また、FIT(固定価格買取制度)による買取期間の終了により、売電よりも「貯めて使う」方が経済的に有利になる家庭が増えています。</p> <p>このため、電気料金の高騰対策や災害時の備えとして、家庭用蓄電池の導入が注目されています。(全体検索 都庁総合ホームページ)</p>
	電気自動車	1ページEVの項参照。
	電源構成	発電に利用されるエネルギー源(火力、原子力、再生可能エネルギーなど)の内訳を指す。
な行	ネイチャーポジティブ (自然再興)	<ul style="list-style-type: none"> ●ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)や、G7 2030年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードです。(ネイチャーポジティブ ecojin(エコジン):環境省)

	熱中症	熱中症とは高温多湿な環境下で体温調節機能が破綻し、体内の水分や塩分のバランスが崩れることで発生する疾患。これは屋外だけでなく、室内でも発生する可能性があり、重症化すると命に関わることもある。(厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp)
	燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ●水素は、CO₂ を排出しない次世代のエネルギーとして期待されています。水素が広く活用される「水素社会」を構築するカギのひとつとなるのが、水素を使って電気や熱をつくることのできる「燃料電池」です。(資源エネルギー庁: Agency for Natural Resources and Energy) ●燃料電池は、水素と酸素などの燃料と酸化剤を化学反応させて直接電気を取り出す発電装置です。従来の発電方法とは異なり、熱エネルギーを介さずに化学エネルギーを直接電気エネルギーに変換するため、高効率な発電が期待できます。発電時には水しか発生しないため、地球温暖化の原因となるCO₂などを排出しないクリーンなシステムであり、省エネにも貢献します。家庭用燃料電池「エネファーム」や、燃料電池自動車(FCV)などの分野で実用化が進んでいます。(全体検索 都庁総合ホームページ)
	農地中間管理機構	<ul style="list-style-type: none"> ●農業をやめる人や、経営規模を縮小したい人の農地を一括して借り受け、まとめた上で、担い手(地域の意欲ある農業者など)に貸すことにより地域の農業を安定的に発展させるための組織で、都道府県ごとに設置される。(第2次守谷市環境基本計画用語集より) ●農地中間管理機構とは、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県の一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となります。地域によっては「農地バンク」「機構」「公社」と呼ばれています。 農地中間管理機構は、改正農業経営基盤強化促進法(令和5年4月施行)において法定化された「地域計画」に基づき、所有者不明農地、遊休農地も含め所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進めていきます。(農地中間管理機構:農林水産省)
は行	バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオマスとは、動植物に由来する再生可能な資源のことを指す。具体的には、光合成によって生成された有機植物や、食料、資料、燃料、材料として利用される生物体の量を含む。バイオマスは化石燃料を除外し、持続可能な社会を実現するための重要な概念として注目されている。(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 https://www.nedo.go.jp) ●バイオマスとは、生物(バイオ)と量(マス)を組み合わせた言葉で、動植物など生物由来の有機性資源全体を指します。太陽エネルギーを使って光合成で生成され、化石資源は除外されます。木材や生ゴミ、家畜の糞尿などが代表例で、これらを燃焼させたり発酵させたりして、熱、電気、液体燃料(バイオ燃料)、ガスなどに利用されます。(全体検索 都庁総合ホームページ)

	パリ協定	<p>●パリ協定は、2015年12月12日にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、2016年に発効した国際的な合意で、この協定は、地球温暖化を抑制するための新しい枠組みとして、全196カ国が参加している。（資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp）</p> <p>●パリ協定は、2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の気候変動に関する国際的な枠組みです。産業革命以前からの気温上昇を2℃より十分低く、可能なら1.5℃に抑えることを世界共通の長期目標とし、すべての国が自ら削減目標（NDC）を定めて参加する「ボトムアップ方式」が特徴です。各国が温室効果ガス排出量を削減し、今世紀後半に排出量と吸収量をバランスさせることを目指しています。（全体検索 都庁総合ホームページ）</p>
や行	野鳥の森散策路と鳥のみち	<p>守谷城址・愛宕谷津周辺での緑の拠点づくりのため、市民ボランティアで構成される守谷市観光協会が、守谷市の支援と協働体制により整備した二つの民間主導遊歩道。</p> <p>〈野鳥の森散策路〉 市立愛宕中学校全校生徒による野鳥の森少年団の参画により、廃道の活用や土地所有者の協力で5つのルートを段階的に整備し、一般供用されている。総延長1.3km、接続市道を加えると2.5km。</p> <p>〈鳥のみち〉 市民ボランティアが、守谷市、地域住民、小中学生、土地所有者などの協力を得て、手づくりで完成させた遊歩道。休耕田跡の湿地環境を通るため、プラ・パレットの基礎の上に丸太を敷設、歩行面は杉皮とおが屑敷き。幅員約1mで対面歩行ができないため、30～50m毎に待避所を設置している。整備区間約903m、接続市道約665m、総延長約1,568m。（第2次守谷市環境基本計画用語集より）</p>